

令和6年第1回八千代町議会定例会会議録（第4号）

令和6年3月13日（水曜日）午前9時01分開議

本日の出席議員

議長（9番）	上野 政男君	副議長（6番）	安田 忠司君
1番	赤萩 妙子君	2番	赤塚 千夏君
3番	榎本 哲朗君	4番	吉田 安夫君
5番	谷中 理矩君	7番	増田 光利君
8番	大里 岳史君	10番	生井 和巳君
11番	大久保 武君	13番	宮本 直志君
14番	大久保敏夫君		

本日の欠席議員

12番 水垣 正弘君

説明のため出席をしたる者

町 長	野村 勇君	副 町 長	木瀬 誠君
教 育 長	関 篤君	秘 書 公 室 長	馬場 俊明君
総 務 部 長	宮本 克典君	町民くらしの部 長	古澤 朗紀君
保健福祉部長	生井 好雄君	産業建設部長	鈴木 衛君
教 育 部 長	小林 由実君	秘 書 課 長	市村 隆男君
まちづくり推進課長	斉藤 典弘君	総 務 課 長	中川 貴志君
財 務 課 長	倉持 浩幸君	消防交通課長	西村 良君
税 務 課 長	岩坂 信幸君	国保年金課長	諏訪 敦史君
福祉介護課長	野中 清昭君	こども家庭課 長	生井 億之君
農業委員会事務局 長 兼 農 政 課 長	山崎 浩司君	産業振興課長	瀬崎 清一君
都市建設課長	秋葉 通明君	学校教育課長	関 和之君

総務課補佐 前野 晃一君

財務課補佐 山中 昌之君

議会事務局の出席者

議会事務局長 飯岡 勝利 補 佐 菊 佐知子
主 幹 小竹 雅史

議長（上野政男君） 引き続きご参集をくださいまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第4号）

令和6年3月13日（水）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

議長（上野政男君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意を申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては禁止をされておりますので、ご注意を申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願いを申し上げます。

本日の会議におきまして、町広報PR係による写真撮影を許可いたしましたので、ご了承願います。

日程第1 一般質問

議長（上野政男君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

昨日の会議に引き続き、順序に従いまして質問を許します。

初めに、11番、大久保武議員の質問を許します。

11番、大久保武議員。

(11番 大久保 武君登壇)

11番（大久保 武君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたしました一級町道15号線改良工事について質問をいたします。

この質問は、私はもう10回ぐらいうっているのではないかと考えておりますが、今回4名の新しい議員さんも誕生いたしましたので、最初から説明をしたいと思います。

実は安静畑総というのは、24年間の年月をかけて、安静地区、露田から南180町歩を整備された道路で、車も通れないような非常にへんぴな場所で、八千代町においても私のうちも一番南の端で、猿島の役場が見えるくらいへんぴなところであります。

ところが、この整備事業におきまして、大型車が通れるような、農協スタンドのところから南に常総市まで、センターラインを引けるような立派な道路が建設されて大変便利にはなりましたが、いかにせん東仁連川には狭い橋しか架かっていないということで、私の近所にも舟戸橋がありますが、車のすれ違いのできる橋が一つもないということで大変不便な思いをしておりますので。

私は、平成11年に当選した当時、地元の区長さんが、安静地区、この南部地区において、どうすれば発展するのかというようなことで話合いがあったそうですが、幹線道路から橋を架けてもらって坂東市へ通ずる道路。坂東市へ通ずる道路は、南総土地改良区で大体広い道路ができていたのですが、橋がないということで大変不便な思いをしているということで、町のほうへ要望書を出してあるのだよというふうな話をされました。平成16年度には町のほうへ、地区の行政区長14名の連署の下に請願が出され、平成16年1月に提出されたのですが、継続審査になり、6月に、皆様のご協力により採択された経緯があります。

それで、この道路、橋が架かれば、芦ヶ谷地区の野菜の運搬または、圏央道が私のところからおよそ9キロで坂東インターあるいは境古河インターに、非常に高速道路に近いということで、できれば大型車が通れるような立派な橋を架けていただきたいということで再三質問しているのですが、なかなか実現されないということで、大久保前町長は、安静畑総の要望ですから、私の任期中にはやりますよというような答弁をいただいておりますが、なかなか先へ進まない。

そういうことで、いろいろ要望してありますので、一問一答ということで、私もこれから質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 大久保議員、質問をお願いします。

11番（大久保 武君） 橋が架かったのですが、平成12年に坂東市にセンターラインの引ける広い橋が架かったということで、坂東市からは八千代町には要望か何かあったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（上野政男君） 鈴木産業建設部長。

（産業建設部長 鈴木 衛君登壇）

産業建設部長（鈴木 衛君） 議席番号11番、大久保武議員の通告による一般質問にお答えします。

ご質問の橋梁新設を伴う一級町道15号線道路改良工事整備の進捗状況についてを答弁させていただきたいと思います。この道路整備事業につきましては、先ほど議員のほうからありましたように、平成16年の1月30日付、八千代町議会議長宛てに橋梁の新設及び安静畑総への接続道路建設についての請願書が関係行政区長、副区長の計14名の連署により提出がなされ、採択されたことにより、道路整備事業に着手となった経過がございます。

これまでの大まかな事業の流れたといたしましては、平成18年度から19年度にかけて、平面測量を実施いたしました。その後、平成26年までは休止しておりましたが、平成27年度に事業を再開いたしまして、橋梁概略設計を実施し、平成28年度には路線測量、平成29年度には土質試験調査、そして平成30年度には道路詳細設計、令和元年度には橋梁予備設計を実施してまいりました。しかしながら、それ以降は、現在に至るまで事業を休止しております。

現時点では、当町の主要幹線道路の整備としては、財源的な制約もございまして、一級町道8号線、これは東路田から栗山地内、そして一級町道5号線、これは松本地内になりますが、この2路線の道路改良工事を進捗させるべく、事務のほうを進めております。まずは、この両2路線の事業の進捗を優先すべきとの判断であります。一級町道15号線の整備計画につきましては、その後の対応になるものと思われま。

そして、事業費においては、町の単独費だけでは実は困難な部分が多く、国補事業の採択をお願い、模索すべく、現在県の担当とも折衝を行っているところでございます。今後においても、事務体制や財源等の見直しを進め、効率的に、効果的な行政運営を心

がけるべく、業務に邁進していきたいと考えております。

議員各位のご理解、ご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号11番、大久保武議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。一問一答ということでございますが、さきに通告を受けている内容について、まず説明をさせていただきたいと思います。

橋梁新設を伴う一級町道15号線道路改良工事整備の進捗状況については、ただいま担当部長がお答えしたとおりでございます。そして、10回にわたる政治活動の中での議員の熱い思いというものも、私は職員時代から聞いておりますので、その点も踏まえながらお答えをさせていただきたいと思います。

当町の6年度における主要幹線道路整備計画について、ただいま筑西幹線道路、広域農道、一級町道8号線、そして一級町道5号線など、準備ができ、土地所有者のお許しを得た、そういう中で整備をしております。さらに、各行政区から要望のあった箇所についても、私が就任したときに280か所要望を受けておりました。それを、100か所ぐらい整備を進めてきまして、今各行政区から上がっている要望は170か所、こういう状態でございます。

土木行政は、皆様の日常的な生活を支える社会的なインフラ整備であり、大変重要な施策であると、このように認識しております。そしてまた、これには多額な財源を必要とする。国や県の支援が事業の進捗に大きく影響するものと考えております。しかし、道路整備は、先ほど申し上げましたように、町民の暮らしにとって、町発展にとって、直結する重要な事柄でございますので、私としましても、国や県、地域の問題といたしまして、さらなる見直しを進め、事業の迅速な進捗を促進させていきたい、そのような考えであります。

その中でも、一級町道15号線のように、事業化に向けて内部調査中の事業も数か所ございます。実現に向けての課題については、何度か大久保議員ともお話をしたところでございます。現在の橋との関係、新しい橋を造る場合の問題、そして広域ネットワークとしての坂東市との事業連携の必要性、そして用地買収の件等でございます。これについては、現地を見ながら、大久保議員とも何度か協議をさせていただいております。

このような問題点の見直しをつける、その上で全体事業の把握、事業費、財源確保、

地元の協力体制の確保、このような流れで進めなければならないというふうに思っております。

そして続きまして、大久保元町長の答弁を認識しているのか、坂東市から何らかの話はなかったのかについてであります。大久保元町長の時代に計画された事業については、私も当時の議会議事録を何度か確認させていただいております。内容を精査しています。先ほど申し上げましたが、それ以降も、事業の進捗については、随時大久保議員をはじめ地域の方々にご説明しているところでございます。

議事録を確認しましたところ、大久保元町長の答弁は、少しずつ進める。そして、その後の谷中町長の答弁についても、少しずつ進めるということで、これは決して諦めているという形ではなくて、進めますよという意思表示であります。そして、その「少しずつ」の背景は、これは先ほどの説明のとおり、クリアすべき課題がたくさんあると、そこをクリアするという意味で「少しずつ」という言葉を使ったのであろうと推測しております。現在着手している事業もございまして、そちらをやり遂げながら、国や県との協議を進めてまいりたい、このように考えております。

現在山積する行政課題として、少子高齢化、人口減少があります。小学校の統廃合や中央公民館、総合体育館の主要公共施設の老朽化問題などについても、多くの費用が見込まれます。それらを総合的に考え、執行の判断を行ってまいりたいと、このように考えております。

坂東市から何かの話はなかったのかにつきましては、坂東市からはなかったですが、こちらから坂東市の木村市長に、話合いについて時間を取っていただきたい、そういう言葉をいただいております。そのことは大久保議員にもお伝えして、坂東の木村市長が時間を取ってくれると話している。その中で、八千代町の一級町道15号線に対する必要度、そしてこれからの考えを述べさせていただこうかなということで、木村市長には申し上げているところでございます。

そしてもう一つ、圏央道のアクセス道路としての考えということも、今回私のほうから説明を加えさせていただきたいと思います。

これはこの後。

（「はい」と呼ぶ者あり）

町長（野村 勇君） 申し訳ありません。

以上でございます。

議長（上野政男君） 11番、大久保武議員。

11番（大久保 武君） 地元から請願が出されておりますが、心からお願いしているのは地元の皆さんが、私も地元の畑総の組合長も今やっておりますが、皆さんのお願いでもありますので、できるだけ早い時期に県、国につなげていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

あと、アクセス道路としてどのような考えを持っているかということなのですが、今の高速道路、圏央道ですが、八千代町からは最も近い高速道路で、私のところから約9キロしかないのです、坂東インターも境古河インターも。私のところから役場まで5キロですから、約十四、五キロで着く、こんな便利なところはないのかなと。私も親戚であるヤマダイの会長ともよく話をするのですが、芦ヶ谷地区は八千代町では最後に一番発展するところだよと。圏央道の、どうしても高速道路、これが可能にならないと、境も発展する、坂東も発展する、常総市の道の駅のところも発展していると。

また、私の対岸であります山地区には、70町歩の工業団地が建設される予定であります。また、坂東工業団地もある。同じようなところはないのかなと私も思っているのですが、ひとつ答弁をお願いします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大久保議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、請願の件でございますが、やはり私は請願というものは大事なものと受け止めております。そして、先ほど申し上げました行政区からの要望も、しっかり受け止めております。280か所あった要望を1件、1件、一つずつ今やり遂げている段階でございます。3年5か月で100か所ばかりやってきましたが、それも行政区の人たちが一生懸命考えてくれて、必要だということで要望しているということで、私としては、この請願につきましても、要望につきましても、真摯に受け止める、そのような姿勢でおります。

そして、圏央道のアクセス道路としての考えでございますが、これにつきましては、先日実際に一級町道15号線を南下し、圏央道坂東インターチェンジまで実走してまいりました。その中で、大規模な坂東インター周辺、工業団地が整備されている様子を見ますと、多くの工場が立地しており、改めて高速道路というインフラのポテンシャルの高さを垣間見たという形になっております。今まさに高速移動の時代という形の中で、圏央道の存在は大きなものであり、県南西地域においても悲願であったわけでありますの

で、その高速道路の能力というものは大したものだというふうに思っています。

その中で、昨日の議会の中でもお話ししましたが、駅がなくて、高速のインターチェンジがなくて、さらに片側2車線の道路がないというのは、県西地域で八千代町だけがあります。その八千代町において、高速道路までのアクセスというものは、非常に重要な位置を締めてくるという形になるわけであります。

それらを踏まえ、高速道路のインターへのアクセス道路は、産業をする上で、あるいは生活をする上で、あるいは観光をする上で、やはり大変重要な道路であり事業である、このように認識しております。そのような形で今後も対応してまいりたいと思いますので、議員の10回に及ぶ一般質問、これらについてもきちんと受け止め、対応してまいりたい、そのように考えておりますので、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） 11番、大久保武議員。

11番（大久保 武君） 何ととっても財源不足ということ、これは失礼ですが、水垣議員も近くにおりますので、今度、水垣議員が近々県会議員等にも働きかけて、何とか現場を見てもらうというふうなことを言っておりますので、町長ともども、私も一生懸命働きかけますので、これからできるだけ早くできるようにひとつお願いします。

私の質問は終わります。

議長（上野政男君） 大久保議員、答弁はいいですか。

11番（大久保 武君） これで質問を終わります。

議長（上野政男君） 以上で11番、大久保武議員の質問を終わります。

ここで、答弁者の入替えを行います。答弁関係課長の入場を許可いたします。

次に、3番、榎本哲朗議員の質問を許します。

3番、榎本哲朗議員。

（3番 榎本哲朗君登壇）

3番（榎本哲朗君） 議長の許可をいただきましたので、通告のとおり質問をいたします。

最初に、5歳児健診について伺います。聞き慣れない言葉ですが、政府は2023年度補正予算に、費用の半分を自治体に助成する事業を盛り込み、本格的な支援に乗り出しております。乳幼児健診は、母子健康保健法に基づき、1歳6か月健診、3歳児健診を義務として実施しております。八千代町は独自に、3・4か月健診も行っております。しかし、3歳児健診の後、小学校入学前に受ける就学時健診まで約3年間の空白期間が

あります。

一つの事例ですが、大分県の津久見市では、2008年度より5歳児健診を始めたそうです。国立の大分大学からの提案で、発達障害の子どもを早く見つけることにより、入学前に様々な準備ができるということがきっかけだったそうです。医師が診断したり、保健師が保護者に子どものふだんの状況を聞き取ったりして、集団行動や子どもの反応などを通して、発達障害の可能性を見極めるとのことです。津久見市では、市教育委員会と保育園で、年5回合同で会議を開き、入学前に発達障害の傾向を持つ子どもの情報を共有しているそうです。

発達障害を早期に発見し、地域ぐるみで学びやすい環境づくりを進めることが重要です。令和6年度の町政運営方針にもありますように、町独自に出産祝金を支給したり、保育料を助成して、3歳児未満で第2子の保育料を実質無償化としたり、学校給食費の8か月無償化を行ってきていますので、さらに子育てしやすい環境整備のため、5歳児健診を導入されてみてはいかがでしょうか。町としてどう考えているのかお聞かせください。

それから、最近耳にすることも多く、人数も増えているとも言われている発達障害ですが、早期に発見するため、町が取り組んでいることがあればお聞きいたします。

次に、障害福祉サービスについて伺います。障害福祉サービスといいましても、大きく自立支援給付と地域生活支援事業の2つに分けられております。また、障害のある児童に対しての児童福祉法に基づいて行われるサービスもあります。本日は、児童福祉法によるサービスについてお聞きします。

障害のある児童生徒を対象にしたサービスには、居宅サービスと、日常生活や集団生活のために必要な訓練など、発達や自立を支援する通所サービスと入所サービスがあります。今申しあげました3つのサービスの中で、通所サービスについて伺いますが、18歳未満で障害福祉サービス受給者証をお持ちのお子さんと、特別支援学校や町内の小中学校に通いながら、障害児通所支援を利用していらっしゃる方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

障害児通所支援の中でも、放課後等デイサービスがよく聞かれる言葉ですが、町内、町外のどこの事業所を利用されているのでしょうか。分かる範囲で結構ですので、お答えください。

また、現在町内では、支援事業所の数が、ほかの自治体に比べてとても少ないように

思います。利用者の数に対して足りていると思っていらっしゃいますでしょうか。町としてのお考えをお聞かせください。

以上が私の質問です。よろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 生井保健福祉部長。

（保健福祉部長 生井好雄君登壇）

保健福祉部長（生井好雄君） 議席番号3番、榎本哲朗議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに、ご質問の1点目、5歳児健診について、任意で実施する5歳児健診を町としてどう考えているのかということでございますが、こども家庭庁におきましては、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備し、全国の自治体での実施を目指すということを示しております。議員が申されましたように、国の2023年度補正予算には、5歳児健診の費用の半分以上を自治体に助成する、このような事業が盛り込まれたところでございます。

また、こども家庭庁の調査によりますと、令和4年度は、全国の市区町村のうち246の自治体、およその率といたしましては全体の約14%が、この5歳児健診を実施していると、このような状況でございます。また、茨城県の調査においては、令和5年度、日立市、鉾田市、茨城町、こちらの3つの自治体が、お医者さんを配置した5歳児健診、これを実施している、このような状況でございます。

また、そのほかの県内の市町村においては、この5歳児健診自体は実施はしておりますが、保健師、また公認心理士などにより、保健センターでの発達相談会ですとか、各保育所、幼稚園などを訪問するなどの方法で相談業務を実施している、このようなところもございます。

また、八千代町におきましても、町内の保育園、幼稚園を保健師と公認心理士などが巡回訪問を行い、就学前の5歳児の成長、発達の状況について確認を行っている、このような方式を取っておるところでございます。

先ほど議員もご質問の中で申されましたとおり、3歳児健診から小学校入学前の就学時の健診までのおよそ3年間、空白の期間があるということで、この5歳児健診につきましては、大変重要な事業であると町としても認識をしているところでございます。

しかしながら、この5歳児健診を実際に実施するに当たりましては、小児科の先生ですとか保健師、また公認心理士、専門家を改めて確保するなど、体制を整えていく必要

があるところでございます。今後におきましては、地元の医師会のご意見なども伺うとともに、近隣市町村の動向も注視をしながら、また議員のご質問にもございました、大分県津久見市、このような先進事例なども参考にしながら、実施に当たっての課題、こういったものを調査研究を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

続きまして、ご質問の2つ目、発達障害を早期に発見するための取組についてでございますが、保健センターにおきましては、国が定めた法定の健診であります1歳6か月児健診、それと3歳児健診、こういった健診により、お子さんが健康で順調に育っているか、このような状況を確認しているところでございます。そのほかにも、3・4か月児健診、また1歳児における相談、そして2歳児の時点の歯科検診、歯の健診です。こちらの検診などにおいても、発達の段階に応じた育児の相談、こういったものをしながら、発達が気になる、このようなお子様の早期発見に向けた取組は現在行っている、このような状況でございます。

また、これらの相談業務の中で、支援が必要かなという、そういった判断がされたお子様については、発達支援事業につなげている、このような体制を取っているところでございます。

続いて、ご質問の大きな2つ目、障害福祉サービスについてでございます。障害児の通所支援を利用している人がどのくらいいるのかについてでございますが、障害のある方たちが、日常生活や療養で必要とする介護や、自立した社会生活を営むための能力を身につける訓練などの障害福祉サービスについては、主に障害者総合支援法、こういったものに基づき提供されているところでございます。

また、18歳未満の障害児が、日常生活や集団生活に必要な訓練などを行い、発達や自立を支援するサービスにつきましては、議員おっしゃるように、児童福祉法、こちらに基づいて提供されるものでございます。先ほどのご質問にありました障害児通所支援については、その児童福祉法に基づく、これに該当するところでございます。その障害児通所支援のサービスといたしましては、5つの種類のサービスがございますので、それぞれの内容と令和6年1月における利用者の数、こちらを申し上げます。

1つ目のサービスにつきましては、児童発達支援でございます。こちらにつきましては、障害のある未就学児を対象にして、専門の支援者が日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活への適応訓練などを行うものでございまして、現在29名の利用者

を確認しております。

続いて、2つ目、医療型児童発達支援でございます。こちらは、体幹ですとか、手足に障害があり、医療的管理の下での支援が必要である児童等に対しまして、児童発達支援をするのに併せて、そのほか必要な支援及び治療を行う、このようなものでございまして、現在八千代町においては、こちらを利用されている方はゼロということでございます。

続いて、3つ目、居宅訪問型の児童発達支援でございます。こちらについては、重度の障害などで、児童発達支援などのサービスを受けるために外出することが困難な児童等を対象にしまして、ご自宅を訪問して児童発達支援を行うというものでございまして、こちらについても現在の利用者はいない状況でございます。

それと、4つ目、放課後等デイサービス、こちらにつきましては就学中の障害のある児童を対象にしまして、専門の支援者が、授業終了後または学校のお休みの日に、生活能力の向上のための訓練や地域社会との交流促進などを行うもので、現在28名の方が利用をされているところでございます。

最後に、5つ目でございますが、保育所等訪問支援という形で、こちらにつきましては保育園、幼稚園、認定こども園などに通っている障害児を対象にしまして、施設を支援員が訪問して、保育所などと連携をしまして、集団生活への適応のための専門的な支援を行うという形で、こちらは現在4名の方が利用されておりますが、冒頭申し上げました児童発達支援の29名の中に、ただいま申し上げました4名は含まれているところでございます。

続いて、町内、町外、どこの事業所を利用しているのかということでございますけれども、現在町内におきまして障害児通所支援を提供している事業所は2か所でございます。放課後等デイサービスを提供している事業所が1か所、それと重度心身障害児を対象とした児童発達支援と放課後等デイサービスを提供している多機能型事業所、こちらが1か所、このような状況でございます。ただいま申し上げた事業所の利用者の数につきましては、2か所合わせて8名ということでございます。

また、町外にある事業所の利用状況といたしましては、下妻市に4か所ございまして、16名の方が利用。また、古河市に6か所ございまして、21名の方が利用と。結城市に6か所ございまして、21名の方が利用している。続いて、筑西市に5か所ございまして、15名の方が利用。常総市に1か所で、1名の方が利用。境町に2か所ございまして、2名の

方が利用。それと、栃木県の小山市に1か所、こちらが1名の利用となっている状況でございます。町外の事業所の数と利用者の数でございますが、合わせて25か所で、77名の方が利用しているという状況でございます。また、ただいま申し上げました町外の事業所の利用者数につきましては、お一人の方が複数の事業所を利用している、このようなケースもございますので、延べの人数になっている、このような状況でございます。

続いて、ご質問の町内の事業所の数は足りているかということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、町内での障害児の通所支援を提供している事業所については2か所ということでございます。したがって、全ての障害児通所支援を町内の事業所で提供するということは実際難しいところではございますが、この制度上、町外の事業所を利用する、これも可能ということでございますので、障害の特性に応じて事業所を選択する幅も広がっていると、このようなことから、現時点において、町内に事業所がないので、そのサービスが受けられないという、そのような声は聞いていない、聞こえてこないというのが実情でございます。

また、今後におきましても、サービスの利用を必要とする方が、適切にそのサービスの提供を受けられるように、住民の方々へより一層周知を図ってまいるとともに、きめ細やかで丁寧な相談体制の充実に努めてまいりますので、議員の皆様のご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号3番、榎本哲朗議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

任意で実施する5歳児健診を町としてどう考えているのか。発達障害を早期に発見するために取り組んでいることはにつきましては、今ほど担当部長が答弁したとおりという形になります。5歳児健診につきましては、国も事業の実施に向けて、健診の実施に係る費用の助成を行っているところであります。今後につきましては、状況把握に努めながら検討を進めていきたいと、積極的に進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、ご質問の2、障害福祉サービスについてでございますが、詳細は、こちらについても担当部長のほうから細かにあったと思いますが、本町では、令和3年3月に八千代町障害者プラン、第4期障害者計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉

計画を策定し、基本理念である「障害のある人も障害のない人も誰もが共に住み働き、学び、憩える共生社会」、障害のある人が住み慣れた地域で、自己決定と自己選択の下、自立と社会参加を進め、安心して生涯を過ごせる地域社会の実現を目指し、関係機関との連携の下、障害者福祉施策を推進してまいりました。

また、令和5年度には、第4期障害者計画の中間期に当たること、さらに第6期障害福祉計画、第2期障害児童福祉計画の計画期間が終了することから、本町におけるこれまでの成果を念頭に置き、国の障害者基本計画、これは第5次になりますが、基本理念や動向を踏まえた上で、八千代町障害者プランの見直しを実施いたしました。今後も全計画の基本理念を継承しつつ、新たな障害者プランに基づきまして福祉施策の推進を図ってまいります。

このような形で進めてまいりたいと思いますので、ご理解、ご協力のほどお願いいたします。まして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

3番、榎本哲朗議員。

3番（榎本哲朗君） お答えありがとうございます。一つ伺いたいします。

令和5年度で1歳6か月健診と3歳児健診はあったと思うのですが、費用は幾らぐらいかかっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（上野政男君） 生井保健福祉部長。

（保健福祉部長 生井好雄君登壇）

保健福祉部長（生井好雄君） 榎本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

令和5年度で1歳6か月児健診と3歳児健診、こちらにかかった費用ということでございますが、1歳6か月児健診につきましては、年間で回数として、人を分けて6回実施をしている状況でございます。こちらの支出の予定額は69万6,000円。費用の中身でございますけれども、先生方、小児科の先生ですとか歯医者さん、また保健師、歯科衛生士、こういった方への報償という内容でございます。

それと、3歳児健診につきましても、年間に6回の実施、同じく費用につきましては69万6,000円、ただいま申し上げた1歳6か月児健診の報償費と内容は同じ部分でございます。そのほかにも、職員が実際に、その事業に手伝いというか、同席して対応している、そういった部分でございます。大まかな費用としては、ご協力いただいている外部の方への報償費、これが申し上げた金額でございます。

以上でございます。

議長（上野政男君） 最後に、再々質問はありますか。

3番、榎本哲朗議員。

3番（榎本哲朗君） ありがとうございます。今回のこの質問というのは、民生費のことが含まれていると思いますので、令和6年度の予算、議決されましたけれども、歳出の民生費というのが3分の1を占めるということになりますので、町長のお考えをちょっとお聞かせください。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの榎本議員の再々質問のほうにお答えをさせていただきたいと思います。私の話は、社会保障費の関係からひもといていきたいというふうに思っております。

私も、7月に前期高齢者という形になります。今からの話は、高齢者の立場を云々という話ではなくして、高齢者を支える若者の話、それが民生費につながるということで聞いていただきたいと思います。

2025年問題、来年です。これまでの町の予算の構成を見ますと、産業事業費に係る予算がどんどん減ってきてまして、その分、教育、民生費のほうがどんどん、どんどん増えていると。そして、今現在、令和6年度、来年度の予算を見ますと、一般会計86億9,400万円のうち30億円ということで、実に34.8%という形が民生費の占める割合ということになります。

日本の人口は、2010年を境に減少を続けています。2025年、来年、約800万人いる全ての団塊の世代、これは1947年から1949年に生まれた方が、後期高齢者、75歳以上となることで、国民の5人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えることになります。その結果、大量の後期高齢者を支えるために、社会保障、主に医療、介護、年金などが限界に達し、社会全体の負の影響がもたらされる、このように考えております。2025年には、75歳以上の後期高齢者の人口が2,180万人、そして65歳から74歳の前期高齢者の人口が1,497万人に達すると予想されております。国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となる、そういう計算となります。

一方、少子化は止まらない形でありまして、2023年4月1日の数字でございますが、日本の総人口に占める子ども、15歳未満の割合は11.5%、そしてこれは何と49年連続低

下し続けている、こういう状況であります。最も大きな課題は労働力人口の減少となります。あらゆる産業が人材不足に陥り、従業員の採用競争の激化、こういうものにつながっていく形になると思います。

背景によりますと、当然のことながら、医療、介護費も必要。平均寿命が延びることによりまして、認知症も年々増えている。世界情勢も、戦争、物価高、貧困、給料が日本においては30年も上がらないというようなデータもございます。社会保障がどんどん伸び続ける、民生費が伸び続けるというのにもかかわらず、労働人口が大幅に減る。先行のこれからの見通しとして、民生費は増えることにはなりますが、そろそろ限界に近づいているのではないかなという形も、私としては思っております。

そういう中において、やはり国や県に対し、まず声を上げるというのが必要になってくると思います。

そして、今盛んに言われているのが、国や企業が、労働力の減少、医療、介護等の解決に向けた様々な取組が必要ではないか。もう一つは、社会保障制度を維持するためには、一人一人の健康寿命を延ばさなくてはいけないのではないかと、こういうことが検討されている中であります。

八千代町におきまして、これからも民生費が伸びるというふうに私は判断しておりますが、財源が心もとなくなる。そのために、先日の議論の中でありました、企業誘致やふるさと納税、自主財源の確保も必要であります。根本的問題としまして、やはりこの社会保障というものは、国が考える、県が考える、市町村が考える、そういう構成の中で解決策が見出されなければならないというふうに思っております。

さらに、私としては、何人かの市町村長との話の中で出ているのですが、地方分権一括法というのがありました。その中で、地方に国が、国は国の仕事をやるから、地方は地方でやりなさいという話の中で、しかしながら財源に関するものは何一つなかったという形の中で、国に対し税の割合ですね、国税、地方税の割合、そういったものの配分の検討し直し、こういったことも求めなくてはならないのではないかと、首長等の中では、そういう話も出始めている状態でございます。

民生費についての私の考えは以上でございます。

議長（上野政男君） 以上で3番、榎本哲朗議員の質問を終わります。

ここで、答弁者の入替えを行います。答弁関係課長の入退場を許可いたします。

次に、10番、生井和巳議員の質問を許します。

10番、生井和巳議員。

(10番 生井和巳君登壇)

10番（生井和巳君） 議長の許可が出ましたので、通告どおり、防犯カメラの増設を。急激な生活環境の多様化による犯罪の抑止に防犯カメラの増設をと、給食アレルギーに対する取組について、食物アレルギーを持つ児童・生徒に対してどのような取組が行われているのか。保護者との面談等においてどのような要望など相談があるのかについて伺います。

まず初めに、防犯カメラの増設についてを伺います。私は、令和元年9月11日の第3回定例会において、住民の安心安全な暮らしを守る生活環境の整備を早急にとということで、谷中町長の町長選における公約の一つである防犯カメラの設置についての一般質問を行いました。

質問の内容は、防犯カメラを設置する理由は、犯罪の防止や犯罪者に対する威嚇行為が一番大きいと思います。防犯カメラを設置していること、映像を記録していることをアピールすることで犯罪の防止につなげることができると思います。また、万が一トラブルが起きてしまった際でも、事後検証の材料として録画映像を使用することで、原因の解明及びトラブルを未然に防ぐということも重要であるが、事後解決のための検証材料として役立てるというメリットのほうが大きいようです。

1995年に、地下鉄サリン事件を機に、電車にも監視カメラが設置され、ピッキングによる空き巣被害の増加により、マンションや個人住宅でも監視カメラの導入が一気に進み、現在ではあらゆるところに防犯カメラが設置され、事件や犯罪解明に大きく貢献されています。

令和元年8月24日未明に起きた町内平塚における夫婦殺傷事件は、残虐な出来事であり、連日、新聞、テレビ等で放送され、犯人と思われる人物が近所の防犯カメラに映り、また凶器の包丁も、町内のホームセンターの店内の防犯カメラに撮影されて、犯人逮捕に至ったようでした。また、防犯カメラや監視カメラの普及とともに、増加するあおり運転や交通事故の原因に、ドライブレコーダーなどのカメラ機能が事件等の解明に大きく寄与されています。

令和元年8月現在の町での設置状況は、11か所、19基が設置され、当年度に2か所、4基設置されるとのことでありました。犯罪の抑止に有効な防犯カメラの全行政区の出入口等への設置を求めました。結果、令和2年度に防犯カメラ設置補助事業が実現しまし

た。62行政区中60行政区において、89基の防犯カメラの設置が実現しました。また、国道、県道、町道等に町で整備した箇所は25か所、45基が設置されているとのことです。設置されなかった行政区においては、既に行政区で設置済みとのことでありました。谷中町長の公約の画期的な実現でありました。

現在に至っては、生活様式の変化により、夜勤などによる留守宅や、高齢者や独り暮らしの家庭などの増加により、空き巣や自動車等の泥棒や、フィリピンを根城にした広域窃盗団など凶悪な事件が日常茶飯事になっています。神社の屋根の銅板泥棒やグレーチング等金属泥棒や、農作物や農業資材の泥棒など、多種多様な犯罪が多くなっており、なお一層の防犯対策が必要となっている状況から、集落センターやごみ置き場、行政区への出入口などに増設を求めます。

昨日一般質問において、宮本議員からの質問の答弁に町長が、2期目の町長選への出馬をするとの表明がなされました。公約の一つに、防犯対策として、防犯カメラ増設も入れてほしいと思っております。ぜひとも実現されることを願っています。

なお、防犯カメラの設置については、令和5年3月定例会においても、小中学校の防犯対策として一般質問を行っています。

続きまして、2項目め、給食アレルギーに対する取組について伺います。昨年6月議会においても、学校給食のアレルギー対策についてを一般質問しております。食物アレルギーにより、2012年12月、東京都調布市の小学校で、給食のお代わりの際に、乳製品にアレルギーがあった小学5年生の女子児童が、粉チーズが入ったチヂミを誤って食べてショック死をしました。女子児童は、給食を食べた後に体調不良を訴え、搬送先の病院で死亡したとのことでした。楽しいはずの給食で命を落とすなど頭の片隅にもなく、一番安全安心の教育の場であると考えられています。その家族の心情を思うと胸を詰まらせる思いでありました。調布市の小学校の出来事が、十数年経過した出来事が、一番に思い出される給食アレルギー問題が衝撃的な出来事でもありました。

今議会において、学校給食の小学校、中学校への無償化が、明日の議会で実現する予定であり、大変すばらしいことだと高く評価されるものであります。学校給食の無償化については、私は令和3年3月の定例会で一般質問を行っており、このたびの無償化には、私自身、昨年11月の町議選においても課題の一つとして訴えており、感慨がひとしおであります。

弁当持参のアレルギーを持つ家庭は、令和5年度では給食費は無償になっております

が、給食の材料費と同じ分の補助金が出るようになり、これはすごい進歩だと思いますが、これだけで納得することはできません。弁当の材料費として足りないし、材料以外に時間と手間がかかっています。仕事を時短勤務にし、給食献立に合わせた弁当を作り、学校へ届けています。親の体調不良や仕事の都合等により、どうしても弁当を作ることができない日には、子どもを午前中で早退させたり、休ませたりすることもあるそうです。これは、八千代町以外の保護者にとっても、給食が食べられず、弁当を持参している家庭に共通している問題であります。

これは、アレルギーを持つ保護者にとって、家族の食事や炊事、洗濯などの負担や他の子どもたちの世話などもあり、大変重くのしかかっています。特別調理室を早く稼働させ、アレルギー対応の給食を作ってほしいと思っています。今すぐ全部に対応できないとしても、食べられるものだけでも食べさせてもらえるとありがたいと思っています。

白米や個包装のデザート等、安全に食べられるものもあるはずです。子どもは、デザート一つでも、みんなと同じものが食べられるととても喜んでいきます。本当にお母さんの切実な声であります。

家族での楽しい外での食事でも、ラーメン店や中華屋さん、ファーストフード店など食事のできるお店がたくさんありますが、店によっては入れないし、楽しい外食にも苦勞している状況であります。兄弟たちは、慣れているのか理解もあり、楽しみに外食を待っているところです。

このように家族の理解や協力もありますが、負担は相当あります。給食アレルギーを持つ家庭の負担は並大抵ではありません。一刻も早い負担の軽減を望んでいるところです。理解ある答弁をお願いいたします。

あと、エピペンについて伺います。エピペンは、緊急時のアレルギーの症状のときに使用する、効果の優れた、対応できる注射であるとお聞きしました。エピペンを誤って打ってしまった場合でも、ほてり感や心悸亢進、これは心臓がドキドキするということですかね、などの症状が起きますが、あくまでも一時的な現象であり、15分程度で元の状態に戻るようです。

このエピペンは、1人に1本しか処方されないので、本人が持ち歩くほかないようですが、学校ではどのような対応が取られているか、また先生方が注射を打てるようですが、どのようなのか伺いまして答弁をお聞きします。

答弁によっては再質問したいと思います。

議長（上野政男君） 宮本総務部長。

（総務部長 宮本克典君登壇）

総務部長（宮本克典君） 議席番号10番、生井和巳議員の通告による一般質問にお答えをします。

当町におきましては、平成28年度から防犯カメラの設置事業を開始いたしまして、国道及び町道の主要な交差点を中心に、これまでに25か所、45基の防犯カメラを設置してございます。設置場所の選定におきましては、警察とも協議をしながら、当町と他市町を結ぶ路線であったり、あるいは事故の危険性の高いところなどを選定して設置を進めているところでございます。

また、令和2年度には、防犯カメラ設置補助事業といたしまして、行政区を対象に、15万円を上限に防犯カメラの設置のために補助金を交付しまして、近隣住民のご理解の下、プライバシー等にも配慮しながら、防犯カメラの設置拡充を支援してまいりました。その結果、60行政区におきまして、合計89基の防犯カメラの設置がされておるところでございます。町及び行政区が設置した防犯カメラによりまして、警察からの要請があった際には、その記録データを提供しまして、事件や事故等の早期解決に貢献をしているところでございます。

参考までに、警察へのデータ提供の実績でございますけれども、県内外の警察署及び県警本部のほうからの要請に対しまして、直近では令和5年度には13件、令和4年度には15件のデータ提供を行っております。

また、防犯カメラの設置は、事件、事故があったときの証拠や容疑者特定のために用いられることも大きな目的の一つではありますが、それ以外にも、防犯カメラがあることで犯行を諦めさせる抑止力としての効果を発揮することも重要であります。町内随所に防犯カメラを普及させ、犯罪を未然に防ぐことが住みやすい地域づくりにつながるものと確信をしております。

令和6年度の事業といたしましては、高崎地内、県道高崎一坂東線の交差点工事に伴って、一旦撤去していた2基の防犯カメラを再設置する予定となっております。さらに、これまでに設置しました防犯カメラの長寿命化を図るために、メンテナンスや点検などの維持管理を定期的実施していく予定でございます。

今回、議員からのご質問にありました、各行政区等への防犯カメラ増設に関しまして、生活環境の変化により、こういったニーズがあるのかを調査を行いまして、新たな

社会環境に対応する形での補助金等による、さらなる設置普及について今後検討をしていきたいと考えております。

またあわせまして、防犯対策としまして、警察や防犯協会、見守り隊、自主防災組織等関連団体と連携を密にしまして、町全体が一丸となって防犯活動に取り組んでいきたいと考えております。

議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 小林教育部長。

（教育部長 小林由実君登壇）

教育部長（小林由実君） 議席番号10番、生井和巳議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

初めに、当町での学校生活における食物アレルギー対策についてですが、平成30年2月に作成した学校生活における食物アレルギー対応の手引を基に、学校の教職員や保護者の皆様にアレルギーについての対応等を正しく理解していただき、児童生徒が安心して、楽しい学校生活を送れるよう、また楽しい給食の時間を過ごせるよう、対策に取り組んでおります。

この手引による食物アレルギーの定義でございますが、特定の食物を摂取することによって、皮膚、呼吸器、消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のこととなっております。

それでは、最初のご質問の食物アレルギーを持つ児童・生徒に対してどのような取組が行われているのかについてでございますが、新小学校1年生には、入学前の就学時健康診断時に保護者から提出していただく食物アレルギーアンケート等から、アレルギー疾患を有する児童を把握し、配慮が必要な場合は、学校生活管理指導表等を基に、保護者、学校、栄養教諭で面談を必ず実施の上、学校として実施可能な個別支援のプランを作成して対応しております。個別支援プランにつきましては、毎年見直しを行い、継続した対応をしております。

また、アレルギーのある児童生徒の保護者には、アレルギー用の詳細な献立表と加工食品等に含まれるアレルギー物質の詳細な情報を提供し、アレルギー物質の有無を確認していただいた上で、自己除去もしくは弁当持参などの対応をしていただいております。また、緊急性が高いアレルギー症状が発生した場合は、直ちに自己注射薬エピペンを使用し、救急車を要請するよう手引に定めております。また、卵によるアレルギーを持つ

児童生徒が一番多いことから、卵を使用しないマヨネーズやデザートを出すなどの工夫をし、なるべく多くの児童生徒に食べてもらえるような献立作成に努めております。

また、完全弁当の児童生徒に対しましては、保護者の経済的負担を軽減するために、給食費相当額の補助を実施しております。

次に、保護者との面談等においてどのような要望など相談があるのかについてでございますが、相談内容につきましては申し上げられませんが、保護者からのアレルギー対策についての要望につきましては、その都度個別面談を実施し、対応可能かどうかを教育委員会と学校で慎重に協議、検討しております。その後、検討した内容を保護者に説明し、ご理解をいただいております。

今後につきましても、安全安心な食材の調達、献立内容の充実に努めてまいりたいと考えております。議員各位のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） 議席番号10番、生井和巳議員の通告による一般質問にお答えいたします。

給食アレルギーに対する取組についてですが、詳細につきましては、ただいま教育部長が答弁したとおりでございます。

教育の一環として実施している学校給食は、食物アレルギー等食事に関して配慮が必要な児童生徒には、可能な限り対応していく必要があると考えております。しかしながら、アレルギーの原因となる食品や症状は、児童生徒により異なっておりまして、誤った判断や対応は、体の成長に影響を与えるだけでなく、呼吸困難など重篤な症状となって現れ、命に関わる場合がございます。

つきましては、学校給食におけるアレルギー対策において安易な判断は避けるべきと考え、慎重な対応が求められるものでございます。また、適切かつ迅速な対応ができるよう、常に関係者が正しい知識を持って、その情報を共有していくことが重要となっているところでございます。

先ほど来、議員からご質問のありましたエビベンについても、この正しい知識というところは非常に重要かというふうに考えております。先ほど部長の答弁にもありましたが、学校生活管理指導表ということで、ドクターの下、いろんなものが記載されている

わけですが、中身については、このお子さんについては、この食品についてアレルギーがある、そしてこういう対応をしてほしい、さらにはこのような形で薬は出しているよというようなことで詳しいものがあるわけですが、それも担任、さらには養護教諭あるいは栄養教諭、そして管理職として教頭または校長が入って、親御さんと面談をしていくところでございます。

これについてのマニュアルも各学校常備はしておりますし、また全職員で研修をして、ただ文字面で見るというだけではなくて、エピペンに関する、アレルギーに関する動画というのもございますので、動画による研修を進めているところでございます。

この対応ですけれども、やはりいざ起きたというときには、教職員の班をつくってありますので、班を分けて、現場に向かう者、それから管理職中心ですが、指示を行う者ということで、まず現場に行けば、エピペンを持っているわけですので、すぐにエピペンを打つ。さらには、片方では救急車の要請という形とAEDを用意していく形という形で進んでいくわけですが、誰でもできるような形に平日頃から取り組んでいるというところでございます。

エピペンにつきましても、本人はもちろん、ランドセルあるいはかばんの中に入れてあるわけですが、養護教諭等が保健室で保管している、親御さんとの話合いの中で保管するということもございますので、その子が仮に忘れていても、学校には常備されているというような状況で進んでいるところでございます。

以上のように、アレルギー対策につきましては、引き続き手引に基づき、適正に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。議員各位のご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号10番、生井和巳議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

私への質問は、急激な生活環境の多様化による犯罪の防止に防犯カメラの増設をという内容になろうかと思えます。防犯カメラ設置につきましては、総務部長からの答弁がありましたが、現在少子高齢、人口減少、地域コミュニティの希薄化、核家族化、デジタル社会の進展などによりまして、近年の急激な生活環境の多様化は、これまでの町

民の皆様の暮らしに大きな変化をもたらしており、そして犯罪も同様に多種多様化されていることが懸念されています。

特に犯罪に関しましては、かつては信じられないような、そういう事件が発生する、それがいつ身の回りに起きるか分からない、そして犯罪を起こした者も、安易に私がやりましたというようなことを素直に認めるような時代ではなくなっている。そうしますと、その証拠が必要になる。そういうときに防犯カメラが威力を発揮するという形に、犯罪防止あるいは犯罪への責任を問い詰める、その際に防犯カメラというのは必要な、大変重要なものになるというわけでございます。現代の社会の変化に適応した防犯体制の構築など、安全安心なまちづくりは、ますます重要な課題となっているということです。

こうした課題に対応するために、現在町内には、町及び行政区で設置した防犯カメラが134基稼働しておりまして、町の安全を見守っております。そのほか自主的に防犯パトロールをやっていたり、あるいは防犯協会の皆様にお骨折りをいただいたり、自営消防団の方が活躍しているという形になりますが、さらに町の防犯対策としまして、令和3年度より八千代町防犯灯LED化事業を開始し、これまでに2,484基のLED防犯灯を設置することで、町を明るくし、犯罪の起こりにくい環境づくりにも努めているわけでありますが、大事なのは防犯カメラの設置場所等になると思います。

質問の中で、生井議員のほうから、神社あるいは必要な箇所について、具体的な設置場所のアイデアもいただきました。それらについてもきちんと精査したいというふうに思っております。

やはりこれから防犯灯を設置していくに当たりましては、どこに、どのような形で設置するかというものが重要なポイントになってくるというふうに思っております。さきに平塚地内で行方不明の方が出てしまいまして、そしていまだ発見されないことについて、本当に心を痛めているわけでありますが、そのときに防犯カメラに映っていたかという、それはなかなか言えないのではないかな、少ししか分からなかったというところもありますので、やはり設置場所というのは大変重要になるというポイントを生井議員のほうからご指摘いただいたものというふうに思っています。

こうした防犯カメラや防犯灯といったハード面の施設整備に加えまして、これらは行うべき優先事業というふうに考えておりますので、今後地元や警察の皆さんとの連携の中で、必要な箇所に増設していきたいというふうに考えておりますが、併せてプライバ

シーの保護ということも配慮しながらという形になろうかと思います。

ハード、ソフト対策をさらに強化するということを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

10番、生井和巳議員。

10番（生井和巳君） 学校のほうではエピペンの予備があるのですか。

（何事か呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） ただいまのご質問でございますが、私の認識では、今まで経験してきた学校では、お医者さんにもう1本いただくような形でやりながら入れている。もちろん処方箋は1本だと思いますけれども、個人で持つ場合、そしてという形でございます。

議長（上野政男君） 以上でよろしいでしょうか。

10番（生井和巳君） はい。

議長（上野政男君） 以上で10番、生井和巳議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

（午前10時25分）

議長（上野政男君） 休憩前に戻り、会議を再開をいたします。

（午前10時41分）

議長（上野政男君） 次に、2番、赤塚千夏議員の質問を許します。

2番、赤塚千夏議員。

（2番 赤塚千夏君登壇）

2番（赤塚千夏君） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、元日に発災いたしました能登半島地震により犠牲になられた方々、被災された皆様に心よりお悔やみとお見舞い申し上げます。被災地では、いまだに復興には程遠い状況となっております、大規模災害他に対する備えの重要性を改めて再認識する出

来事でありました。

先月末に行われた避難訓練で、町長もお話しされておりましたが、今後30年以内に高い確率で首都直下地震が起こるとも言われております。そこで、八千代町の災害対策について4点ほどお尋ねいたします。

まず、1点目といたしまして、備蓄についてお聞きします。避難所ではT、B、Kが大切と言われます。Tはトイレ、Kはキッチン、つまり温かいお食事です。Bはベッドだそうです。特にトイレは、断水時に不衛生になり、ノロウイルスなどの感染症の蔓延や水分を控え、エコノミークラス症候群を招くことにもつながります。

NPO法人トイレ研究所が2023年8月に発表した調査結果では、最大規模の災害時に想定される避難者数に対して、災害用のトイレの備蓄が足りる見込みと答えた自治体は約31%にとどまったそうです。スフィアプロジェクト、人道検証と人道対応に関する最低基準2011年版では、一次避難所における最低トイレの数は50人に1個、また女性用対男性用の割合は3対1ということが推奨されております。八千代町では、最大何人の避難者を想定して、幾つの災害用トイレを備蓄しているのか、まずお尋ねいたします。

2つ目は、福祉避難所及びペット同伴避難についてです。能登半島地震では、施設の損壊や人手不足により、開設できた福祉避難需要は、想定のおおむね2割にとどまってしまったそうです。つまり要配慮者全てが避難できる福祉避難所を確保できていたとしても、それではまだ十分とは言えないということです。八千代町では、指定避難所での生活が難しい要配慮者のために開設される福祉避難所が、今5施設指定されておりますが、要配慮者が何人いて、それに対して福祉避難所は何人分確保できているのかお尋ねいたします。

2021年5月に、災害対策基本法と福祉避難所の確保運営ガイドラインが改正され、事前に受入れ対象者を決めてから、市区町村が福祉避難所に指定された施設を公表するというように変更されております。つまり障害を持っている方はここの施設とか、高齢者でしたらここの施設というように、対象者と避難所というのが公表するというような感じに変更されております。八千代町ではどのように進められているのか進捗状況をお聞かせください。

また、阪神・淡路大震災、東日本大震災で、ペットを連れた飼い主が避難所に入ることを断られたケースが相次いだということを受けまして、国は2013年に、災害時におけるペットの救護対策ガイドラインを策定し、飼い主とペットと一緒に避難する同行避難

を推奨しております。

愛知県犬山市では、2022年12月から、市内33か所の指定避難所のうちに3か所、ペットと飼い主と一緒に過ごせる同室避難を受け入れることにしたそうです。また、さきの熊本地震の際は、死者273人のうち災害関連死は218人に上りました。地震で犠牲になられた方より災害関連死のほうが、4倍も多いという状況になっております。ペットがいるという理由で車中泊を選び、エコノミークラス症候群を引き起こして亡くなる方もいたということですが、ペットの同伴避難を進めることが飼い主の命を守ることにもつながります。そこで、ペット同伴避難について町長の見解をお尋ねいたします。

3つ目として、何よりも大切なのは町民の命です。自然災害を防ぐことはできませんが、防災によって被害を最小限にとどめることは可能です。地震によって八千代町で考えられる被害は、家屋の倒壊と火災です。家屋の倒壊につきましては、耐震改修工事が最も有効です。避難所となる施設の耐震化率をお聞きしたいと思います。また、一般の木造住宅に関しても、八千代町では耐震診断や耐震改修設計に補助金を支給しておりますが、その利用状況と木造住宅の耐震化率も併せてお聞かせください。

最後、4つ目ですが、平成30年3月に見直された八千代町地域防災計画の第2編第3章には、職員の配備計画が示されています。震度6以上の場合、全職員というように記載がありますが、大規模災害となれば、自治体職員も被災者となりますし、町外在住の職員であれば、道路の寸断などで、さらに出動は困難を極め、非常に少ない職員数で対応せざるを得ない場合も十分考えられます。町では災害時の人手不足に対してどのような対策をしているのかお聞きします。

以上、4点につきまして答弁をお願いいたします。

議長（上野政男君） 宮本総務部長。

（総務部長 宮本克典君登壇）

総務部長（宮本克典君） 議席番号2番、赤塚千夏議員の通告による一般質問にお答えをしたいと思います。

まず、ご質問の1点目の防災用のトイレの備蓄状況についてでございますが、去る2月の24日、総合体育館におきまして実施しました緊急避難訓練の際に、避難所備蓄品の展示コーナーで、簡易トイレということで紹介をさせていただきましたが、その簡易トイレにつきまして、現段階で総合体育館に50基、東中学校と八千代第一中学校にそれぞれ10基ずつ、合計70基備蓄をしております。

各避難所の収容の想定人数ということでございますけれども、12の指定避難所が現在指定されておりますけれども、地震が発生した場合の収容人数ということで、12か所の指定避難所で、合計で1万5,563人の収容ということで想定をしてございます。その想定からいたしますと、トイレの数は全然足りていないというような状況であるかと思えます。

現在八千代町で備蓄しておりますトイレは、組み立て式の1人用のテントの中に設置するタイプとなっておりまして、災害用のトイレには、当町が所有します、その簡易トイレのほか、マンホールトイレやイベント等にも使われます仮設トイレ等が考えられますが、特にマンホールトイレにつきましては、現在町では設置はしておりませんが、し尿を下水道に直接流せるため、衛生的であり、臭気やし尿の抜き取り等がなく、軽減されるというメリットもあるということから、今後調査研究を進めまして、整備に向けて検討していきたいと考えております。

これまでの大規模災害を見ましても、水とトイレの確保ということは、本当に生命に関わる最重要課題でありますことから、今後におきまして、それぞれの避難所にどれぐらいのトイレが必要かということを精査いたしまして、必要に応じて補充、整備をしていきたいと考えてございます。

ご質問の2点目で、ペット同伴の避難についてでございますけれども、基本的には避難所の居住スペースにはペットの持込みは禁止となっております。避難所の屋外にペットスペースを設置することとなっております。しかしながら、ペットも家族の一員であるというような意見も尊重しなければなりませんので、設置場所等につきましては、飼い主の方や、それ以外の避難者の方々への配慮もしながら、決定していく必要があるかと思えます。あらかじめ同伴避難ができる避難所及び飼育場所の選定あるいは収容可能な頭数などの把握にも努めまして、避難訓練等におきましても、ペット同伴避難の手順等について訓練を取り入れまして、手順を確認しておきたいと考えております。

災害が発生した際、ペットの安全というのは、飼い主自らが守る自助が基本となっております。名札や首輪等の身元表示あるいは狂犬病の予防注射等の健康管理、しつけ、餌やトイレ、ゲージ等の準備など、同伴避難するための日頃からの備えについて、町民の方にも周知に力を入れてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目の指定避難所の耐震化率についてでございますけれども、町で指定しております12か所の避難所のうち現行の耐震基準を満たしているのは、町の総合

体育館と中央公民館を除く小中学校の7か所に加えまして、八千代高校、農村環境改善センター、体育センターの合計10か所が耐震基準を満たしております。これら10か所の避難所は、1981年の6月に改正されました建築基準法による、新しい耐震基準に適合しておりまして、耐震化率に換算しますと、およそ80%ということになります。

総合体育館と中央公民館に関しましては、建設から40年以上が経過し、老朽が進んでいるということから、令和6年度には公共施設再編整備検討委員会を立ち上げまして、建て替えについて検討をする予定になって提出しております。建て替えに当たりましては、耐震性はもちろんのこと、防災の観点から、避難所としての利用も考慮するなど、防災機能を兼ね備えた施設にしていきたいと考えてございます。

次に、ご質問の4点目、災害時における職員不足への対応についてでございますけれども、令和5年度時点で町の職員は、再任用職員も含めまして191名おります。地域防災計画及び災害の職員行動マニュアル等によりまして、災害時におけるそれぞれの活動内容が決められております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、大規模災害が発生した場合には、職員も被災し、犠牲が出てしまったり、あるいは災害の発生が夜中や休日であった場合には、職員が参集できないといった可能性もあります。議員ご指摘のとおり、職員が不足ということが懸念されることであります。また、災害の規模が大きくなると、職員だけでは対応できない作業も多々あるかと思われまます。

そういった事態に対応するため、町では、他自治体や民間事業者と災害時の応援協定を締結してございます。令和6年3月1日現在で、県内外の市町村や民間事業者も合わせまして31件の協定を結んでおりまして、その内訳としましては、物資の供給が7件、職員などの相互応援が6件、避難所関係が5件、広域避難の受入れが4件、資材の提供による道路警戒などの応急対策業務が3件、救援物資輸送が1件、その他が5件となっております。これらの協定締結先以外にも、国や県あるいは自衛隊などの関係機関との連携体制を構築しまして、情報伝達、共有を円滑にするため、平時からの防災訓練でも連携を図っております。これらの相互支援によりまして、職員の不足や、職員だけでは対応できない事象に当たってまいりたいと考えております。

防災対策につきましては、今後におきましても、災害対応体制の実効性の確保、情報収集と発信の円滑化、避難対策、避難所における生活環境の確保など、関係機関及び近隣自治体との連携を密にしながら推進してまいりますので、議員各位のご理解、ご協力

をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 生井保健福祉部長。

（保健福祉部長 生井好雄君登壇）

保健福祉部長（生井好雄君） 議席番号2番、赤塚千夏議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは、福祉避難所を必要とする要配慮者の人数とその避難計画、こちらの部分についてお答えをさせていただきます。

まず、要配慮者の人数でございますが、平成25年6月に災害対策基本法が一部改正されまして、災害発生時の避難等に特に支援を必要とする方の名簿、いわゆる避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられたところでございます。こちらの避難行動要支援者名簿に掲載する方の範囲といたしましては、生活基盤が自宅にある方のうち75歳以上の高齢者のみの世帯の方、また介護保険の要介護度が3、4、5の認定を受けている方、身体障害者手帳1級、2級をお持ちの方、療育手帳㊤またAをお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳1級、2級をお持ちの方などとなっております。

そのうち福祉避難所を必要とする可能性のある方につきましては、令和6年3月1日現在の数字でございますけれども、介護保険の要介護度3、4、5の認定を受けている方が210名、身体障害者手帳1級、2級をお持ちの方の対象となる方が248名、療育手帳㊤、Aをお持ちの方で61名、これらを合わせまして519名という状況でございます。

さらにその中で、今申し上げた510名の中で、ご本人の同意をいただきまして、民生委員さんや行政区長さんなど支援をする側の方に名簿を提供して、平常時においては日常の声かけなどの見守り、また災害が発生したときには、安否確認や避難行動に関する支援にご協力をいただくための個別計画を作成している方は、介護保険の要介護度の3から5の認定を受けている方で70名、障害者手帳1、2級をお持ちの方で136名、療育手帳㊤、Aをお持ちの方で13名、合わせて219名という状況でございます。

また、個別計画の内容といたしましては、安否確認の方法ですとか、支援者の情報などが主にその計画に記載されておるところでございますけれども、また介護度の高い方ですとか、障害者手帳をお持ちの方につきましては、具体的な避難の方法ですとか、避難所の計画、こういったものも取り組んでいく必要がある、このように認識をしているところでございます。

避難所につきましては、現在町内に12か所の指定避難所がございます。災害が発生し

た際には、ただいま申し上げました特別な支援、また配慮が必要と思われる方につきましても、まずは12か所ある指定避難所に一旦は避難をしていただくという流れになっているところでございます。その指定避難所、ただいま申し上げました12か所の指定避難所に避難された方の中で、介護度の高い方ですとか、障害をお持ちの方、また避難生活が著しく困難と思われる方、さらには避難所での生活に支障があると、こういった方につきましては、福祉避難所の準備が整い次第、そちらの施設に受入れを要請をしまして調整を図る、このような流れで進める手順になっているところでございます。

現在、町では、議員も申されましたが、福祉避難所としては5か所、町内の福祉施設等5か所と協定の締結をしている、このような状況でございます。専門的な支援を行うことのできる福祉避難所に避難をしていただくことによって、支障を来すことなく避難生活を送ることを目的として、地域防災計画に位置づけをしているわけでございますけれども、災害が発生した場合において、そういった流れの中から、施設の一部を使用した福祉避難所の設置、運営について、5つの施設にご協力をいただいている、このような状況でございます。

今後におきましても、災害が発生した際には、円滑に福祉避難所の設置、運営ができますよう、防災関係課とともに福祉施設や医療機関、また介護従事者や医療従事者などと連携をしながら、地域ぐるみの避難支援の体制づくり、これを進めてまいりたいと考えているところでございます。

それと、福祉避難所につきましては、先ほど5つの施設、協定を結んで確保しているというところでございますけれども、先ほど議員も申されました、令和3年5月の災害対策基本法の改正による指定福祉避難所、こちらの指定については、現在まだそこまで手続が進んでいない、このような状況でございます。

ただいま申し上げました、協定による5か所の福祉避難所につきましては、災害が発生した後、すぐさま避難所として、町のほうで12か所の避難所がある、それと同じタイミングで5つの福祉施設が、同じタイミングで福祉避難所として立ち上げるというわけではなくて、その後の状況を見ながら、それぞれの施設の状況もありますので、ちょっと時間が、同じタイミングというわけにはいかない部分もございます。

そういったところもありますので、避難者、また配慮を必要とする方、避難者の方の対応ですとか、ニーズというものは、障害の程度ですとかいろいろ、様々であると。何が必要なのかというのは、やはり人によって変わってくる部分もございますので、今後

福祉避難所として協定を締結している各施設、5つの施設、こちらについて、法律で定める指定福祉避難所、これとしての基準に合っているかどうか、こういった部分も含めて、通常は入所されている方とかもいるわけで、さらにそこに何人受け入れられるとか、そういった部分も確認をしながら、今後対応していかなくてはならない部分でございますので、そういうような部分について、こちらは速やかに、早急に対応を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 鈴木産業建設部長。

（産業建設部長 鈴木 衛君登壇）

産業建設部長（鈴木 衛君） 議席番号2番、赤塚千夏議員の通告による一般質問にお答えします。私のほうからは、木造住宅の耐震化率についてお答えしたいと思います。

昭和56年の6月以前に建築された建物は、建築基準法に定める耐震基準が許可される前の旧耐震基準によって建築され、耐震性が不十分なものが多く存在しております。この旧耐震基準は、震度5強レベルの揺れでも建物が倒壊せず、仮に建物が破損したとしても、補修することで生活が可能となる構造基準として設定されております。しかし、近年、能登半島地震や熊本地震など大規模な地震が全国各地で発生しております。いつ起こるか分からない地震に対応するための備えが大切で、木造住宅の耐震化はその一つと考えます。

そのような中で、町内の戸建て住宅の耐震化の状況ですが、平成30年度の住宅土地統計調査によると、戸建て住宅総数は8,537戸となっております。そのうち耐震性ありの住宅が7,451戸ございます。耐震化率は87.4%となります。参考として、県内の戸建て住宅の耐震化状況は、戸建て住宅総数が81万4,800戸、そのうち耐震性ありの住宅が69万9,614戸、耐震化率として85.9%となっております。町の耐震化率は県全体と比較いたしますと1.5%ほど高いという状況にあります。

それから、木造住宅の耐震化を推進するために町が実施している事業といたしまして、ちょっとご説明させていただきたいと思います。

町が実施している事業については、木造住宅耐震診断士派遣事業と木造住宅耐震改修費補助金交付事業の2つであります。木造住宅耐震診断士派遣事業は、旧耐震基準である昭和56年6月以前に建築確認を受けている住宅について、地震に対する強度を診断するものであります。国の防災安全交付金や県の補助金を活用し、個人負担金2,000円のみ

で耐震診断を受けることができます。木造住宅耐震改修費補助金交付事業は、地震による既存木造住宅の倒壊などによる災害を防止することを目的に、耐震診断で耐震性が低いとされた住宅に、耐震改修を行う場合、費用を補助するものです。補助額は、耐震改修設計に要する費用の3割で、限度額10万円、または耐震改修工事に要する費用の3割で、限度額30万円となっております。

木造住宅耐震診断士派遣事業と木造住宅耐震改修費補助金交付事業の助成の実績についてもご説明したいと思います。木造住宅耐震診断士派遣事業は、平成23年度から実施しており、これまでの助成実績としては、平成25年度、27年度、令和3年度に1件ずつ、延べ3件となっております。木造住宅耐震改修費補助金交付事業については、平成28年度から実施しておりますが、これまでの助成実績はございません。

能登北陸地震の発生により、耐震について住民の関心がますます高まっている状況でありますので、今後も引き続き住宅の耐震化を推進し、事業に関する広報を強化してまいりたい、そう考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 宮本総務部長。

（総務部長 宮本克典君登壇）

総務部長（宮本克典君） 先ほどの答弁の訂正をさせていただきたいと思います。

指定避難所の想定する収容人数というところで、先ほど「12か所の指定避難所で1万5,563名」ということで答弁をしたところなのですが、それを訂正をしたいと思います。

12か所の指定避難所における想定避難者数の人数につきましては、6,205人を想定してございます。そのほかに指定避難場所ですね、各学校のグラウンドであったり、あるいは町民公園等のグラウンド、そういった17か所の指定避難場所に車中避難を想定しております、そちらが8,276人想定してございます。また、そのほかの公共施設、スポーツ公園や憩遊館あるいは保健センター等の駐車場に、やはり同じく車中避難を想定した場合、そちらが1,082人、この3つを合わせまして、避難想定収容人数ということで1万5,563人ということになります。訂正をさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号2番、赤塚千夏議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

最初に、能登半島の地において、いまだたくさんの方が避難所で生活をされている。しかも避難所において、十分な日常の生活から、かけ離れたような形の中でご苦労されている皆様に、お見舞いをまず申し上げさせていただきたいというふうに思っています。

そして、幾つかの質問の中の答えにつきましては、各部長からありまして、私についてはペットの避難所、これについてお答えをという形でございましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、私は、今年の段階、能登半島地震が起きていない段階であります。今震度6の地震が起こったときに、何ができるかというものを自分自身に問い詰めたときに、やはり行政の職員が、私を含めた職員が、初動態勢においてきちんと対応できるかというものを考えました。そして、防災担当の総務部長に、実際に現場へ行った専門家を呼んで来て、そして研修を行いたいということで実施をいたしました。そういたしましたところ、たくさんの問題点、課題が見えてきたわけです。

その中で、ペットの件もありまして、ペットは、避難所においては、野外に設置すればいいのかな。その話の基は、恐らくペットと一緒にいるのを嫌がる方がいるから、外にという考えだったのですが、実際に起こった災害から命が助かったにもかかわらず、ペットを見守るために、例えば車の中で二次災害に遭われてお亡くなりになる、これは悲惨極まりないということで、この考えを改めまして、さらにワンランク上の対応をしなければならないなという思いを持っております。

やはりペットを飼われている方については、ご家族、家族と一緒にというように感じているわけでありまして。そして、その家族を大切にするあまり、さらに自分の命を落としてしまう、こういう悲惨な災害に対しては、これを行政としても考えを改めなければならないなという思いを持っております。ということで、ペットと共に避難所に移り住む、そのことに対して前向きに検討を進めまして、結論が出ましたら、公の場で公表していきたいと、このように考えております。

答弁といたします。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） では、許可を得ましたので、再質問させていただきます。

まず、1点目のトイレの問題ですけれども、ただいま八千代町では6,205人の避難者の想定という、訂正でご答弁いただきました。最初にご紹介しましたスフィアプロジェクト

トの最低50人に1個というトイレの基準に照らし合わせますと、最初70基とお答えになっていましたけれども、トイレ70基という数字は避難者3,500人分にしかありません。

能登半島での地震で被災した輪島市では、令和5年4月の人口が2万3,575人でした。そして、石川県の防災計画では、輪島市の避難者の想定1,085人という、かなり低い想定をしていたのです。実際には、発災直後、輪島市だけで1万人を超える方が避難所に殺到したそうです。人口の半分が避難所に来たということで、八千代町でも人口は、輪島市の2万3,000人とそんなに変わらないと思いますので、やっぱり1万人以上の想定に耐えられるというか、それに応じて対応できる備蓄品の数が必要になってくるのではなかなかなと思いますので、今後見直しのほうを進めていただきたいと思います。

また、東日本大震災のときに液状化が起きた千葉県浦安市では、その災害を教訓にしまして、市は自宅トイレに袋をかぶせて使う凝固剤の携帯トイレですね、これを1軒につき10枚配布しまして、また避難所のほうでは、仮設トイレというのは、やっぱり段差がお年寄りは大変ということで、きっとこの前展示してくださったような簡易トイレだと思うのですが、これを1,108台、かぶせる携帯トイレは28万枚を備蓄しているそうです。市役所のそばの浦安公園には、災害対応型のトイレも整備しまして、断水時は汚水槽に排せつ物を直接流せるような感じで、また節水機能もあって、これは延べ8,600人が使えるということでした。

浦安市とは全然人口が違いますので、八千代町と同じ割合に人口を考えたときに、計算しましたところ、八千代町の場合は、組み立て式トイレが132台、携帯トイレは3万4,000枚ほどで浦安市と同じ水準になります。人口が少ない分、八千代町でも決して不可能な数ではないのではないかと思います。また、携帯トイレというのは、断水時重宝しますが、ごみが大量に発生してしまうということが欠点でもありますので、マンホールトイレの活用などの検討などもしていただけたらと思います。

この備蓄品数量の見直しが必要だと思いますので、こちらの見解をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

次に、2点目の福祉避難所についてですけれども、先ほど5か所の避難所、協定を結んでいるということですが、まだ指定福祉避難所ではないということで、こちらは早く指定福祉避難所としてできるように努力していただきたいと思います。

能登半島地震では、移動だけでも大変な要配慮者が、まずはやっぱり1次避難所に行かされて、次に1.5次避難所、そして2次避難所というふうに、何度も移動を余儀なくさ

れております。

災害後、やっぱりすぐに福祉避難所を開設して、直接そこに避難できるような体制が必要ではないかと思います。特に支援が必要とされる重度の方からでいいので、その協定を結んでいる福祉避難所に、すぐに入れるような体制の構築をお願いしたいなと思います。

また、福祉避難所側もやはりいろんな事情があると思います。今は人手が足りないというお声もよく聞きますけれども、福祉避難所として知的障害者を受け入れた事業者のヒアリング調査というのがありまして、障害者本人だけではなく、家族単位で受け入れたことで、福祉避難所側の支援の負担が減ったという結果が得られたそうです。家族、例えば同居されている方でしたら、息子さんとかという方も一緒に来ていただくことで、身の回りの世話とか、もしかしたら物資を運び上げるとか、そういうこともご家族の方が協力していただけるのではないかと思います。また、単身者でしたら、ご近所同士の単身者か何かで組になっていただいて、支援する人と支援される側、セットで、一緒に避難するみたいな、そういう個別計画のほうを立てていただけないかなと思うのですけれども、こちらはいかがでしょうか、見解を伺います。

3点目の耐震化率87.4%ということで、県内の平均よりは1.5%高いというお話でしたけれども、耐震診断の2,000円とか、改修工事への10万円とか30万円とかの補助、せっかくあるのに、ほとんど利用されていないという状況なので、これを高めていくという努力が必要かなと思うのですけれども、やはりお金がかかるというのがネックではないかなと思うので、もっと金額を上げてもいいのではないかなと思うのですけれども、八千代町の令和7年までの目標で、八千代町耐震改修促進計画というのでは、令和7年までに95%にするということを目指しておりますので、ぜひそれに向けてやっていただきたいなと思っているのですけれども。

やはり耐震工事に踏み切れない事情というのは、いろいろ個別にあると思うのです。経済的事情もそうですし、大がかりな工事となれば、室内の整理をしなければいけなかったり、高齢者だったら、すごく気力、体力が要ることですので、すごくいろいろあると思うのですけれども、静岡市では木造住宅耐震診断、八千代町では2,000円ですけれども、静岡市は無料になっています。あと、耐震補強工事は100万円という助成を行っているそうです。しかも悪徳業者の被害に遭ってしまおうと大変ということで、市内や近隣の業者のリストをつくりまして、一軒、一軒のおうちを職員が歩いてご紹介している、説

明しているということでしたので、そういう個別の対応みたいなのもできたらいいのではないかなと思います。

また、65歳以上のみの世帯に、室内に設置する耐震シェルターというのに、静岡市は2分の1、上限が12万5,000円の助成も行っているそうです。やっぱり大がかりな工事には消極的になってしまう高齢者でも、耐震シェルターというのは、ベッドの上にテントみたいなので、屋根が落ちてきても耐えられるという、そういうシェルターが今30万円ぐらいでできるようなので、そういう耐震シェルターへの助成にも力を入れたらどうかということを考えるのですけれども、いかがでしょうか。その辺の見解もお聞かせください。

あと、ペットの避難について、町長のほうからも、外でいいかと思ったけれども、そうではないかなというふうに言っていただきましたけれども、12か所の指定避難所の1か所でいいと思うのですけれども、やっぱり動物アレルギーの方もいらっしゃるので、みんな一緒というわけにはいかないでしょうから、動物専用の避難所が1か所だけでもあったらいいかなと思います。

最後に、職員の人手不足に対する体制ですけれども、近隣市町村の応援とか自衛隊の応援とか、そういうのは、発災直後には、すぐには無理だと思います。まして大規模災害となると、近隣市町村も自分たちのところでいっぱい、いっぱいになってしまうと思いますので、やっぱり一番重要になってくるのは地域のコミュニティーではなかなかなと思います。自衛消防団は言うまでもありませんが、行政区やPTAなど、あらゆる地域組織で。

この前避難訓練やりましたが、防災無線が流れて、ただ体育館に集まるというだけの避難訓練ではなくて、備蓄資材がどこに置いてあって、それをどう設置したらいいのかとか、炊き出し用品の使い方など、そういうのを例えば行政区単位とかPTAとかで訓練するような場があってもいいのではないかなと思いました。自治体職員なんかも、具体的に誰がどんな任務にするのか、しっかりとした計画の策定が必要だと思います。

いろいろ聞いてしまいましたが、その辺のご見解をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 宮本総務部長。

（総務部長 宮本克典君登壇）

総務部長（宮本克典君） それでは、赤塚千夏議員の再質問にお答えをしたいと思います。

す。

まず、災害用のトイレの備蓄についての再質問でございますけれども、12か所の指定避難所の想定避難者数6,205人に対しまして、議員ご指摘のとおり、50人に1基のトイレが必要ということでございますと、6,205人を50で割りますと124基ということになるかと思えます。現在の八千代町の備蓄の数では、ちょっと足りていないということでございますので、また実際の避難者数、これにつきましても見直しを行いまして、想定される避難者の数に見合った備蓄のトイレの追加について努めていきたいと考えております。

また、議員のほうからご提案がございました携帯用のトイレにつきましても、こちらまず配布して、そうすれば避難所だけではなく、車中避難の方も使えるということでございますので、こちらの導入につきましても検討を進めていきたいと思えます。

また、マンホールトイレにつきましては、先ほど答弁したとおりでございます。今後中央公民館あるいは体育館等、建て替えを検討しておりますが、その建て替えの際には、ぜひともこのマンホールトイレのほうも併せて整備のほうを進めていきたいと思えます。

また、トイレに関しましては、今言った簡易トイレ、またマンホールトイレのほかに仮設トイレというものも考えられるわけなのですが、仮設トイレにつきましては、災害協定によりまして、ホームセンターであったり、プレハブの業者等と災害応援協定を結んでおりますので、災害が起きた際には、優先的に仮設トイレを設置してもらえというような協定になっておりますので、そちらのほうも併せて準備のほうを進めていきたいと思えます。

それから、ペット同伴避難につきましては、先ほど町長が答弁したとおりでございます。12か所ある指定避難所のうち、何か所かにはペットと同伴できるような避難所ということも考えていきたいと思えます。

それから、職員不足への対応ということでございますけれども、これも議員からご提案がございましたように、地域組織、そういった方々にも今後訓練に参加していただきまして、より実践的な訓練、こういったものを取り入れていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（上野政男君） 生井保健福祉部長。

（保健福祉部長 生井好雄君登壇）

保健福祉部長（生井好雄君） 赤塚議員の再質問にお答えをさせていただきます。

福祉避難所として協定を締結している5つの施設があるわけでございます。こちらに

ついて指定福祉避難所の指定、こちらについては速やかに進めてまいりたいという考えでいるところでございます。

現在の施設の通常の入所をされている方、それと利用している方がいる状態で、施設の一部を福祉避難所として使わせていただくわけでございますので、どの程度の受入人数が可能なのか、また受け入れる際、ご家族もご同伴であれば、施設のほうの負担が少なくなる、そういったご意見もございましたので、その辺も含めた上で、併せてどのような体制で進めるのか、受入れの形ができるのか、そういった部分も含めながら、防災担当課と情報共有をしながら、各施設に確認を取っていきたい、このように考えているところでございます。

また、支援が必要な方の個別計画、その辺の部分についても、議員ご指摘のとおり、速やかに対応を進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 鈴木産業建設部長。

（産業建設部長 鈴木 衛君登壇）

産業建設部長（鈴木 衛君） 私のほうからは、耐震化率の向上に向けてについて再質問にお答えしたいと思います。

まず、今現在ございます制度について、周知、それから広報活動をまず強化していきたいと思って考えております。

それから、助成とか補助金、それから耐震シェルターの助成等については、早急に内部で検討させていただきまして、できる、できないはございますけれども、そういった形で前向きに取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 赤塚議員のご質問のほうに答弁をさせていただきます。各部門については、部長のほうからありましたが、私はトータル的なものとしてお話をさせていただきたいと思います。

この八千代町、比較的災害に強い町ということで、移住定住のときのキャッチフレーズもそのようにしております。しかし、東日本大震災、この八千代町は震度5強でありました。能登半島地震で、なぜあれほどの倒壊があったかという、1月1日ではなく

て、1年前に大変大きな地震があつて、既にそのときに建物がダメージを受けていた。そして、そこに1年後に、1月1日の今度の震度7の地震が来て倒壊が多かったという、専門家の話はそうなっているわけであります。とすると、八千代町の家屋も、13年前の東日本大震災で、恐らく天井とかに張ってあつて、見えはしませんが、はり等において大変なダメージを受けているというのは、恐らくこれはあるのだらうなというふうに思っています。そうした場合に、耐震に関する取組というものは、先ほど産業建設部長からありましたが、重要な形の中で補助金等の見直し等も含めて進めてまいりたいというふうに思っております。これはやらなければならないというふうに思います。

主に災害は、ここで大きく考えられる自然災害というのは、恐らく水害と地震であろうというふうに思います。そして、水害の場合は、南のほうで台風が起こつて、ずっと、1週間あるいは10日かけてこちらに來まして、結構予測可能な中での避難が想定されるわけであります。そして、問題は地震であります。地震はいつ来るか分からない。そして30年に70%の確率と言ったのは、もう何年も前の話であつて、もう言ったときから30年ではないわけでありますから、覚悟を決めて、この間も地震の職員の訓練を行ったというのは、その意味であります。

そして、私がもう一つ気がついたのは、鳥インフルエンザの対応のときもそうだったのですが、建設事業者の方の協力が鍵になるというのは、これは間違いないというふうに思います。多くの新聞では、被災地への派遣、いろんなことが言われますが、恐らく鍵を握るのは、運送業者であり、建設業者であるということは分かつております。そういうことに対しても力を入れていきたいと思ひます。

避難所等々、八千代町として、備蓄も含めまして、まだまだ体制万全ではないというのは各部長からの説明のとおりでありますので、その点、町民の皆様の安心安全な生活を守るという重い責任が私の使命でございますので、基本に立ち返りまして、きちんと状況を精査し、他の、静岡市の例も発表いただきましたが、そのような取組も含めまして取り組んでまいりたい、強化してまいりたいということを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 最後に、再々質問はありますか。

2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） もう時間があれですので、要望というかになると思うのですけれども、本年度地域防災計画見直しの時期ではないかと思ひますので、防災計画はあらゆ

る想定最大規模の災害に備えるものとなるようお願いしたいと思います。マイタイムラインなどの取組と併せまして、防災計画をしっかりと周知徹底していくことが必要だと思います。

最後に、町民の皆さんに今後どのようにお知らせし、協力を得ていくおつもりなのか、町長に最後に一言お伺いしまして、最後の質問とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 質問にお答えをさせていただきたいと思います。

どのようなことで町民の皆様にも周知活動を行うかということでございますが、方法としましては、日頃の日常生活の中で、この取組や、あるいはいざ実際に災害が起こったときにどうするかというものを、ある程度、集会等の中で話合っていたり、あるいは町のほうから定期的に情報を流していく、そういうことが必要であろうというふうに思っています。災害は忘れた頃にやってくるという言葉のとおりでございます。

そして、災害は、準備はしますが、必ずその想定を超えるために大災害になるということでもありますので、その点も含めまして、水害、地震等の自然災害、地球温暖化ではなくて、今沸騰化という時代におきまして、この自然災害に備える、その方法を、身を守る方法を、あらゆる機会を通じて町民の皆様にご存知いただき、そういう努力をしてまいりたいということを説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） 以上で2番、赤塚千夏議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

（午前 11時37分）

議長（上野政男君） 休憩前に戻り、会議を再開をいたします。

（午後 1時00分）

議長（上野政男君） 次に、4番、吉田安夫議員の質問を許します。

4番、吉田安夫議員。

（4番 吉田安夫君登壇）

4番（吉田安夫君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に基づいた一般質問をさせていただきます。

私の質問は、国民健康保険と介護保険の一般会計からの繰入金と、それから基金はなぜあるのかと。支払準備基金とか介護給付準備基金とかの基金の説明だけをごく簡単にご説明ください。

これは、部長さん2人の答弁になっているのですが、先ほど町長さんが、86億円の予算と言いましたが、しょうがないですね。新年度予算をつくるときは、予算、予算で比べるのですから、5億円か6億円増えているのでしょうけれども、おのずと6月1日なれば決算額が確定しますから、110億円になると思うので、予算額との差が25億円とか26億円になると思うのです。

先ほどいろんな議員さんから、それぞれの分野の要求事項がありましたけれども、予算には総合計画があつて、重点事業もあれば、終わろうとしている事業もあれば、あるいは成果が出ている事業も、出ない事業も、もちろん均等配分なんかはできないでしょうけれども、ふるさと納税、基金で生み出された20億円以上のお金、これはげた履きさせられた国の政策ですから、いつなくなるか分かりません、こんなものは。あまり国の言うことを聞いていると、ろくなことはないですから。

私の質問は、国民健康保険と介護保険だけ、定例会の初日に議員全員協議会のときに説明していただいたように、国保事業については細かな段階に分けていただいて、取りあえず10段階でも15段階でも、細かく分けていただいた中の3分の1の底辺の人たちには、やっぱり思い切って率を下げてくださいと全協のときをお願いしたので、そういった答弁も要りませんから、本当にそのように実施していただければ。

3分の1の一番上の方は、今の八千代の税金の額、国保税の額を私は、さほど苦しいとは思っていないと思います。ですから、上から2番目の層の人たちにはほどほどに、3分の1の一番下の層の人たちには、本当にそれなりの、役場から来る国民健康保険税の切符を見て、頭が痛くなったり、涙が出るような人がいっぱいいるので、その辺のところの配分をぜひお願いしたいと思います。国や県の縛りはあると思いますが、町独自でできる手当てをよろしくお願いしたいのです。

野村町長は、ずっとコラム書いていましたので、私もずっと読ませていただきましたが、ゼロ歳の赤ちゃんの泣き声から100歳の老人のたわ言まで全て聞くような気持ちで、野村町長にはこれからも新年度予算の執行をお願いしたいと思います。

再質問はいたしませんから、この説明だけをごく簡単にお願いをいたします。
議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

(町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇)

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 議席番号4番、吉田安夫議員からの通告による一般質問にお答えします。

私からは、1項目め、国民健康保険税について答弁いたします。まず初めに、(1)番、一般会計繰入金はなぜあるのですかについて説明いたします。本来、国民健康保険事業については、皆様からお預かりいたしました国民健康保険税と定率国庫負担金や国からの調整交付金など、法律に基づく公費により運営すべき事業です。しかしながら、被用者保険と比べて被保険者の年齢層が高く、医療費が高額になること、被保険者の方々の中には年金生活者や離職し無職の方が多いこと、これらの理由により、保険税などの歳入だけでは運営することができないため、法律や一定のルールに基づき、町の一般会計から国民健康保険特別会計に対し、運営資金の一部を繰り入れております。

こうした一般会計繰入金には、法定繰入金と法定外繰入金がございます。法定繰入金につきましては、法律に基づき繰り入れるもので、低所得者の保険税の軽減分に対する基盤安定繰入金や未就学児均等割保険料繰入金、出産育児一時金繰入金などがございます。

法定外繰入金は、法に基づかない市町村の裁量により繰り入れするもので、地方単独事業の医療給付費波及増による国庫負担金の軽減に充てるものや保険税の負担緩和を図るもの、保険税の収入不足に充てるための繰入れなどがございます。

なお、国は、法定外繰入金のうち保険税負担緩和を図るもの、保険税収納不足に充てるものなど、決算補填目的の法定外繰入れは行わないこととしております。また、行っている場合には、赤字削減解消計画に基づき、早期に解消することを強く求めています。

次に、ご質問の(1)番、後半部でございます、当町の国保税は高いと思いませんかについてご説明いたします。国による国民健康保険制度改革により、平成30年度から県が責任主体となり、安定的な財政運営を図っております。また、この改革により、市町村の役割は、保険料の賦課徴収、資格管理、保険給付の決定、保健事業等を行うこととなりました。あわせて、県は市町村に対し、保険の給付費として保険給付等交付金を交付します。市町村は、県に対し、県が各市町村の医療費水準や取得水準に応じて算定した国保事業納付金を納付することとなりました。

さて、現在の八千代町の保険税率につきましては、令和4年度に、それまで茨城県内

でまちまちであった賦課方式を、所得我々と被保険者均等割の2方式に統一しましたが、その際に改定した税率でございます。保健事業納付金額の当面の見通しや賦課方式の見直しによる影響などを考慮し、改正した税率でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、ご質問の(2)、支払準備基金について詳しく説明願いますという部分についてですが、保険者である町は、支払準備基金を設け、県から求められる国保事業納付金の増額や被保険者の推移に伴う保険税の収入の減少などによる財政不足に備えております。かつては過去3年間の保険給付額の平均の5%を基準に積み立てするといった予算編成における支援などもございましたが、現在は県が財政運営の主体となったことなどから、特に決まりはございません。

今後におきましても、国民健康保険事業の安定的な財政運営のために、ご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたしまして、私からの答弁といたします。

議長（上野政男君） 生井保健福祉部長。

（保健福祉部長 生井好雄君登壇）

保健福祉部長（生井好雄君） 議席番号4番、吉田安夫議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

介護保険料についてでございます。まず、1つめ、一般会計繰入金はなぜあるのかということでございますが、一般会計の繰入金につきましては、介護給付費や介護予防事業、包括的支援事業や任意事業及び介護保険事務に従事する職員の人件費と事務的経費などにつきまして、その所要額を法で定めた割合で繰入れをするものでございます。介護保険事業の安定した財政運営のため、介護保険法の第124条及び第124条の2、こちらにより定められているものでございます。その定められた割合といたしましては、介護給付費につきましては12.5%、地域支援事業費の総合事業分につきましては12.5%、地域支援事業費の総合事業以外の部分につきましては19.25%、低所得者保険料軽減が25%、これらのものが法定負担分とされているところでございます。

続きまして、当町の介護保険料は高いと思いませんかということでございますけれども、保険料の設定といたしましては、介護保険サービス利用に伴いまして、保険者が事業所に支払う介護給付費、こちらをベースとしております。その介護給付費の財源構成につきましては、公費、国と県と町、こちらでその介護給付費の50%を負担する、被保険者の保険料で50%を負担するという割合になっております。さらに被保険者の保険料

50%のうち65歳以上の第1号被保険者、こちらで23%、40歳から64歳の第2号被保険者、こちらで27%を負担する、このように定められているところでございます。

この保険料につきましては、介護保険法の第129条によりまして、3年を1つの期間とします介護保険事業計画、こちらにおきまして、この計画期間中に必要となる3年分の給付費、こちらを算定しまして、財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ、このような定めがございます。

令和6年度から令和8年度を計画期間とします、第9期介護保険事業計画における当町の保険料の基準額につきまして、算出の過程について若干申し上げたいと思います。

3年分の給付費をおよそ57億2,000万円と見込んでおります。65歳以上の第1号被保険者の負担割合であります23%をこの金額に掛けて、さらに交付金を除いた介護予防事業費などを加えますと、保険料収納必要額といたしまして14億5,000万円、こちらが3年間で、その保険料で負担いただく金額が必要になるという部分でございます。こちらの金額を、保険料の収納率を98.1%程度と見込みまして、3年分の第1号被保険者数2万2,112人、こちらで割り返しますと、保険料の基準額というものが月額5,572円、このような形で算出をされたものでございます。

これまでの保険料の剰余分を積み立ててまいりました介護給付準備基金、こちらから6,500万円を取崩いたしましたして、第1号被保険者負担分の減額を図った結果、最終的な保険料の基準月額につきましては5,322円という形で算出されまして、端数を切り捨てて、第8期の保険料と同額の5,300円が基準額、このように算出した経緯でございます。

また、この保険料の水準でございますけれども、県内44市町村ございまして、それを保険料の高いほうから順番に並べてまいりますと、八千代町の基準額については、高いほうから34番目の水準ということでございます。

続いて、ご質問の3つ目の介護給付費準備基金についてでございますが、保険者である町は、町民の皆様に安定して保険給付を提供するよう介護給付費準備基金を設けて事業運営の安定に努めている、このようなところでございます。基金につきましては、事業計画期間に生じた保険料の剰余金を積み立てる一方で、給付費に不足が生じた場合には取崩しを行うなど、介護保険財政の安定を図る上で大切な役割を果たしているものでございます。

なお、現在の基金の残高につきましては2億9,872万円でございますが、先日補正予算でご承認をいただきまして、令和5年度末、この後6,000万円を積み立てする予定でござ

いますので、5年度末の残高といたしましては3億5,872万円、このような予定でございます。

今後におきましても、介護保険事業の安定的な運営のため、事業の適正化とサービス提供財政の確保に努めてまいりますので、議員の皆様のご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問は。

4番（吉田安夫君） ありません。ありがとうございました。

議長（上野政男君） 以上で4番、吉田安夫議員の質問を終わります。

ここで、答弁関係課長の退場を許可いたします。

次に、5番、谷中理矩議員の質問を許します。

5番、谷中理矩議員。

（5番 谷中理矩君登壇）

5番（谷中理矩君） それでは、議長の許可をいただきましたので、事前の通告にのった一般質問をさせていただきます。

今回私が質問いたしますのは、大きく2点あります。1つ目が、今後の人口推移とデジタル住民票について。それと、リターン制度やジョブ型採用、インターンシップなど多様な採用形態の実施についてお聞きいたします。

まず、これからの当町の人口推移の見込みと、それにまつわる取組についてお聞きします。

続きまして、これが本題に当たります。当町における、NFTを用いたデジタル住民票の発行についてお聞きいたします。現在日本全国を見ても、人口減少という流れは止めることができません。当町においても人口は減少しつつありますし、その一方で、自治体の行政サービスを維持していくために、その対策に取り組まねばならないということは変わりはないです。移住定住の促進を通して人口を増やしていかなければならない、そういう状況にあるかと思います。

一方で、先日町長の答弁にもあったように、近隣の自治体と住民を奪い合うといった形になってしまうと、この地域全体を見たときにプラスにならないという認識をされていたかと思います。まさしくおっしゃるとおりだと私も受け止めております。そういった視座、考えを高く持ってみると、全国で住民の奪い合いをしている、日本全体で奪い

合いをしていると見ることもできます。

この減少し続ける日本の人口が、果たして30年、50年、100年とたった先、この町がどうなっているかというのは、全然予想もつきませんが、少しでもここでかけられる可能性にかけていく必要というのがあるかと思います。

そこで、今回はデジタル住民票について。ただデジタル住民票といっても、今最先端の技術というか、NFTと言われる技術を用いたデジタル住民票の発行について、提案の意味も込めて、ここで質問をさせていただきます。

前提としまして、ここで言うデジタル住民票というのは、いわゆる住民基本台帳法にのっとって発行される住民票とはまた別のものになります。一つ住民票のようなものになります。今DXであったり、メタバースであったり、AI等々、極めて分かりづらい横文字が多いのですけれども、このNFTというのは、非代替性トークンというものを指します。世界に一つだけで、ほかに代わりが利かない。また片仮名語でしゃべってしまうのですけれども、いわゆるブロックチェーンの技術を基盤につくられていまして、ぱっと見た感じだと同じようなデータに見えても、実はそのデータの裏側に記録されている識別情報を基に、それが唯一無二であるということを証明してくれるものになります。

幾らでも交換できる通貨であったり、コピーすれば幾らでも増やせるようなデータで残る画像とか、そういったものとはまた異なりまして、このNFTというのは、所有権がまた別の人に、所有者からまた別の所有者に移ったとしても、その所有が移ったということがきちんと記録されまして、誰のところに幾ら伝わっていったとしても、きちんと一つの資産として扱われることができます。

こういったNFTを用いたデジタル住民票というのが、既にほかの自治体でも導入されているところはありませんが、自治体、市町村のレベルではないのですけれども、長岡市の旧山古志村の地域では、もう発行されていて、住民が800人いないのですけれども、デジタル住民は1,000人いるという面白い状況にもなっています。そのほかに、山形県の西川町、山口県的美祢市、岩手県の紫波町、2月末には千葉県の大塚市もこれを発行するということを発表しています。

一体全体このデジタル住民票をつくって何になるのかというところをちょっとお話しさせていただきますと、これを発行することで、所有することで、デジタル住民というものになることができます。この自治体のデジタル住民であるということが、ちゃんと

証明するだけでなく、これを持っていることで今後、イメージとしてはその住民票を売買することになるので、少しよくないイメージを持つかもしれませんが、実際に売り買いをすることができます。最初にまず住民票を買わねばならないのですけれども、買った後に、その住民票を売る際に、もしかすると1,000円で買った住民票が1,100円になるかもしれませんし、ちょっと価格が下がって900円になるかもしれません。ただ、その価格の変動というのは、その自治体の価値がどれだけあるか、その自治体の価値が高くなればなるほど、そのデジタル住民票の価格も上がっていくので、恐らくその住民票を持っている方というのは、その自治体にとってマイナスな行動はなかなかしない。この自治体にとってプラスになるような行動を取るというふうに、実際こういったブロックチェーンの技術の中でも言われているところでもあります。

これがまた、アプリとかでします会員証であったり、ただの画像とは違いまして、発行数の制限を行ったり、実際に市場の流動性を活用して、様々な広い使い方もすることができます。また、このデジタル住民票は、いわゆるデジタルにある程度親和性がある方が使われるので、これを基にオンラインのコミュニティーをつくられている自治体が極めて多いです。オンラインコミュニティーをつくることで、その中で、デジタル住民同士でいろいろなコミュニケーションを取って、今度この地域でこんなプロジェクトをやろうとか、ここでこんな課題があるから、町内に住んでいなくても、町外から、何かしら持っている知識、知見を使って貢献しようであったり、いろいろな動きが出てくるということが言われております。

イメージで言いますと、今町内に行政区があるかと思うのですけれども、リアルな行政区のほかに、もう一つオンラインの行政区が生まれて、その中でコミュニティー活動が進むような形になります。

こういった住民票を持っている方というのは、自分が持っている住民票の価値が下がらないように、その自治体に対してプラスの活動をするというふうに言われているのですけれども、それがいわゆる分散型自立組織とかと言われるものでして、集団で何かしようとか、トップダウンで何かしようといった決定ではなくて、一人一人が地域のために何ができるのか、それが結果的に自分自身に返ってくるというのがしっかり見える。いざ何かあったときも、一人一人が自立的に動けるような、こういった網の目状のネットワークをつくる自治ができるというふうに言われております。

こういった自治体にとってのメリットばかりなのですが、そのほかにデジタル

住民票を持っている人にとって、例えば八千代町に来たときに、こういった施設が無料で使えるとか、そういった恩恵を今度はその持ち主に返したりもすることができます。

実際に当町においては、ふるさと納税20億円とか、かなり町外から、一つのふるさととして八千代町に還元してくださっている方がたくさんいらっしゃると思います。ただ、やはりそれはどうしても、言ってしまうとオンラインショッピングというか、ウェブサイトを通してお金を払ってという動きがどうしてもあるのですけれども、このデジタル住民票を持っているということは、当町からそういった、この町に対して何らかのアクションをしたりであったり、思い入れがある人に対して、あなたはうちの住民ですとしっかり判こを押してあげる、念を押してあげられるようなものになります。

いわゆる関係人口をたくさんこれからつくっていかなければならない。今現在いろいろ取り組まれていると思うのですけれども、それをより強固なものにする一つの方策として扱えるものではないかなと考えております。自分でもお話ししながら、少し伝わりづらいうtica、極めて抽象的な質問になってしまうのですけれども、こちらについて見解をお聞きしたいと思います。

続きまして、当町におけるリターン制度、ジョブ型採用、インターンシップなど、多様な採用形態の実施についてお聞きいたします。やはり働いていると、どうしても介護でちょっと職場を離れなければならないであったり、はたまた自分でこういったチャレンジをしたいといった理由、起業などで離職をする方がいらっしゃいます。また、離職後に一段落して、役場で再び働きたいという方がいらっしゃるかと思います。

すみません、先ほどお話しした介護や起業で離職するというのは、役場を離職するという前提です。

そうした方が、また役場で働きたいと考えたときに、当町として、恐らくまだリターン制度というのは整備されていないかと思うのですけれども、こういったものを整備する予定はあるかをお聞きします。

実際に周りの自治体を見ますと、このリターン制度が整備されているところも幾つかありまして、いざ介護で少し職場を離れた後に、安心して戻れるであったり、自分が何かしたチャレンジを、無事成功させた後に戻るもありですし、失敗したから戻るというものもありだと思います。むしろそういったチャレンジをつくるきっかけにもなりますし、今回議会ですごく活発に議論されている地域商社といったこれからの動きに対しても、役場の職員が地域商社で働くではなくて、新しいチャレンジをする際に、今度地域商社

がそこをバックアップするような動きにもなるかと思います。当町における見解をお聞きします。

また、ジョブ型採用に関してです。業務の多様化であったり、業務が高度化することによって、職員の負担が増えているところでもあります。ジョブ型採用を進めることで、特定のスキルや職務内容に強い人材を獲得できるといったメリットがございます。

少し前に一般質問でも上げさせていただいた、教育ＣＩＯ、情報関係の最高責任者、意思決定者の部分であったり、地域おこし協力隊のように、プロジェクトベースで当町に関わっている方々もいらっしゃるかと思います。実際に役場の中においても、そういった人材をどんどん、どんどん引き込んでいくことで、スムーズな意思決定であったり、今後の町政発展に向けて、つながるところがあるかと思うので、こちらもお聞きしたいと思います。

最後になります。当町には大学がございません。ゆえに、様々な方法で町外の学生に当町への興味関心を持ってもらう必要があります。以前早稲田大学の授業であったり、様々なところで、この町と関わるきっかけをつくってこられていると思います。ただ、なかなかその数も多くないですし、長くこの町で過ごす、暮らすようにこの町に関わるというような機会も、なかなかありません。

インターンシップ、可能であれば、中長期のインターンシップを通して、当町で共に働くことで、この町への解像度が広まり、その後この町で働く、役場ないしは当町の企業で働く、そういった関わり方が生まれてくるかと思います。そうしたインターンシップの実施について、ぜひ見解を聞きたいと思います。

やはりインターンシップ、若い人が常に入ってくる、その職場に入ってくるというような企業というのは、この町内を見ても、そんなに多くないかなと思います。毎年20歳前後の人が1人ずつ入ってくるにしても、そうなっていくと、その企業の規模で言うと恐らく50人とか、結構な大きさの企業なと思いますが、町内を見ても、そこまで大きい会社というのは、そんなに多くはないかなと思っておりまので、そういった人たちがどんどん、どんどん継続的に町に入ってきてもらえるような制度づくりのほうを考えられるかどうか、ぜひ見解を聞きたいと思います。

以上になります。

議長（上野政男君） 馬場秘書公室長。

（秘書公室長 馬場俊明君登壇）

秘書公室長（馬場俊明君） 議席番号 5 番、谷中理矩議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

今後の人口推移とデジタル住民票についてのご質問にお答えをさせていただきます。初めに、当町の人口推移についてでございますが、5 年ごとに行われております国勢調査での人口の推移を見ますと、当町の人口は、平成 7 年の 2 万 5,008 人をピークに減少に転じております。平成 17 年では 2 万 3,609 人、10 年間で 1,399 人減少しております。さらに、平成 27 年では 2 万 2,021 人で、平成 17 年からの 10 年間で 1,588 人が減少し、減少幅も増えているということが分かります。最新の国勢調査は、令和 2 年の調査でございますが、2 万 1,026 人とさらに減少をしております。

そして、当町における今後の人口の推移の見込みということでございますが、令和 2 年の国勢調査の結果を基に、国立社会保障・人口問題研究所が市町村別将来推計人口として推計をしております。令和 2 年から 5 年ごとに 30 年間、令和 32 年までの推計人口のほうを公表しております。その中で、当町の推計人口につきましては、令和 12 年が 1 万 8,830 人、令和 22 年は 1 万 6,429 人、令和 32 年では 1 万 3,901 人と見込まれておりまして、30 年間で 7,125 人、34% の減少という数値が示されております。

日本全体の人口におきましても、令和 32 年までの 30 年間では、2,146 万人、17% の減少と推計されておりまして、人口減少の流れを止めるのは難しい状況にございますが、本町におきましては、人口減少の流れを少しでも緩やかにするため、特に若い世代の方たちに移住定住をしていただくために、様々な施策に取り組んでいるところでございます。

移住定住に向けた施策といたしましては、結婚後八千代町に移住定住していただくため、新婚家庭家賃助成金を設けております。こちらは、婚姻後 3 年以内に町内の賃貸住宅に入居をした方に、家賃の一部として毎月 1 万円を助成するものです。事業開始年度からの累計ですが、50 件の助成を行っております。また、町に転入して 3 年以内に住宅を取得した方、こちらの方に、新築では 30 万円、中古物件では 10 万円を助成する事業がございます。さらに、新婚世帯、子育て世帯には、それぞれ 10 万円を加算して支給しておりまして、事業開始からの累計で 160 件の実績がございます。

移住と雇用促進を図るために、八千代町内に社宅や社員寮を整備して従業員の方に入居していただいた事業者に対しましては、最大で 300 万円を助成する事業がありまして、令和 5 年度は 4 棟、49 戸分に対して助成をしております。

そのほか、昨年度から活動をしていただいております地域おこし協力隊員の方、都市

部から八千代町のほうへ移住をしてきていただいて、様々な活動を行っていただいておりますが、現在着任をされております7名のうち1名の方は、奥さんとお子さんの3人家族で移住をされております。また、2名の方は、八千代町に移住をされてから結婚しているという方もございます。そういった方が今後、梨の技術を学んで、農地を確保して定住をしていただければと考えているところでございます。

さらに、令和6年度から実施をいたします子育て世代移住促進住宅につきましても、若い世代の移住者の増加に向けた重要な施策の一つであると考えております。

また、議員ご指摘のとおり、関係人口というのが、移住定住と併せて重要でございます。関係人口といたしましては、クラインガルテン八千代で現在31人以上の方が利用しておりまして、農作業体験などを通じて当町での暮らしを体験されております。来年度には早稲田大学の学生に八千代町に来ていただいて、公共施設の見学や農業体験などを通じて地域の実情を知ってもらい、地域活性化について町に提案していただくという事業も予定しておりますので、関係人口の増加につなげたいと考えております。

ちなみに早稲田大学の方には、毎年来ていただいて、ワークショップなどもしていただいておりますので、こういった取組を通じながら、先ほど申したファンクラブですか、デジタル住民票につながるかどうかは検討しますが、ファンクラブ、ファンになっていただいて、またインターンシップなんかも早稲田大学と検討していければいいのかなと考えております。

次に、当町における、NFTを用いたデジタル住民票の発行についてのご質問でございますが、デジタル住民票の先進事例を見ますと、地域のファンクラブの会員証として、町外の関係者に対し、デジタル住民票を有料で発行するということで、地域活性化のための資金調達を行っている事例がございます。この取組は、全国的にまだ少ないため、当町の知名度を向上させるには効果的な施策であるとは考えてございます。また、関係人口の増加が期待できることが最大のメリットであり、デジタル住民票をきっかけに当町に興味を持っていただき、訪れていただく可能性もあるかと考えております。

さらに、議員のご質問にありましたように、NFTの技術を用いることで、デジタル住民票に一意性と所有権を付与するということで、デジタル住民票の転売が可能となり、それ自体が価値を持つことになるため、価値を高めるために、そのデジタル住民票の所有者ですね、取得者が、地域活性化に協力をしてくれるというプラスのサイクルが生まれるのも魅力の一つであると認識をしてございます。

しかしながら、自治体でのNFTの活用は、まだ始まったばかりのもので、地方創生や地域活性化にどこまで効果的なのか、いまだ未知数の部分もございますので、先進事例などを参考に、デジタル住民票の活用について調査研究を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 宮本総務部長。

（総務部長 宮本克典君登壇）

総務部長（宮本克典君） 議席番号5番、谷中理矩議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

私からは、リターン制度、ジョブ型採用、インターンシップなどの多様な採用形態の実施についてお答えをしたいと思います。まず、リターン制度、ジョブ型採用につきましては、近年、民間企業に限らず、自治体でも導入する動きが見られておりますが、どちらの制度も経験を有する、または専門的な知識を有する人材を確保する上で有効な手段であると認識をしております。

当町では、一般的な採用方法としまして、これまで毎年実施しております職員採用試験におきまして、教養試験、適性検査、論文試験、面接の結果によりまして人材を確保しているところでございます。しかしながら、近年受検者数が減少しておりまして、これは少子化の影響はもちろんのこと、民間企業との人材確保の競争が激化しているもので、町の対策としましては、職員募集PRの動画をつくったり、あるいはポスターを作成、就職情報サイトへの掲載、近隣高校、県内大学への募集依頼などを実施して、受験者数の確保に努めているところでございます。

このような状況は、一部の自治体を除きまして、他の自治体も同様でありまして、民間や自治体間で争いながら、優秀な自在の確保のため様々な取組を行っているところであります。

まず、リターン制度につきましては、結婚、出産、育児、介護などの理由によりまして、当該自治体を退職した職員で、退職から一定期間であれば職務に復帰できる制度でございまして、近隣におきましては坂東市、また県内でも幾つかの導入事例があるようでございます。この制度を活用すれば、実務を経験した即戦力の職員を採用しやすいといったメリットもございます。

当町では、出産や育児の休暇制度、こちらの制度を利用することによりまして、それ

を理由に退職したという者はほとんどおりません。また、当町の場合は、小規模な自治体でございますので、採用者数が毎年若干名しか採用できない中、職員の世代構成のバランスを考慮するといった問題もございます。しかしながら、民間への転職者を含め、該当する退職者が今後増えることも考えられますので、実態に照らしながら、導入に向け検討をしてみたいと考えております。

次に、ジョブ型採用につきまして、様々な分野における専門的な知識、経験を有する者を特定の職務に就けるもので、こちらも即戦力としての活躍が期待できるものであります。当町におきましても、社会情勢の変化、住民ニーズの多様化、複雑化、迅速で効率的な災害などに対応するため、このような専門的な知識や経験を有した人材の確保ということが課題となっております。

これらの人材を確保する方法としまして、任期付の職員制度や地域おこし協力隊などの制度が考えられますが、現在町では、地域おこし協力隊や地域活性化企業人の制度によりまして、国際交流、多文化共生及びにぎわい創出の分野における人材、またデジタル分野における人材を採用しておりまして、その能力を発揮され、まちづくりに貢献をいただいているところでございます。

近隣の自治体におきましては、防災、防犯分野における自衛官や警察官のOBなどを採用している事例もございますが、今後ますます一般の職員では培えない経験や技術が必要とされる要請が増加することが考えられますので、任期付採用制度の整備も併せて検討しまして、今後実施してみたいと考えております。

次に、インターンシップ制度につきましては、学生が町の業務に携わり、体験することによりまして、仕事の内容はもちろんのこと、町の概要や魅力を伝えることができるといったものでございます。当町におきましては、本年度大学からの申入れにより、学生をインターンシップで受け入れた事例がございます。昨年の8月3日から8日までの5日間なのですが、埼玉県にあります城西大学より、1名の学生が生涯学習イベント等の事務に従事したといった事例がございます。

インターンシップを通じました、この経験によりまして、当町を知ってもらう、地方行政に興味を持ってもらう、そして数多くの自治体の中から八千代町を選んでもらうといった受検者増につながることも考えられますので、制度や受入れ態勢につきまして検討を進め、またその一方で、SNSなどにより、若者を引きつけられるような町の魅力を発信しながら、人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号5番、谷中理矩議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

先ほど早稲田大学の話がありまして、早稲田大学より旧中山邸をお受けいたしまして、それをこれからまちづくりに生かそうとうことでありましたが、さきに早稲田大学の学生さんから、本当に熱心に八千代町のにぎわいづくりというものを考えていただいた。その中で、恐らく白菜駅伝大会を見たら、恐らく涙流して喜んだのではないかなと思うような取組だったというふうに思っております。ばかばかしいようなものやっていると、そういうものが人を引きつけるという面白さがあるのだなというふうに思っております。

そのときに、人のつながりは複雑だなと思いましたが、あのときつくばからラジオの放送局が来ていました。あの方が、まさか岡田助役の息子さんとは夢にも思わなかった。人間の関係というのは複雑だなという思いをさせていただきました。

そういう中で、幾つかの質問の中で各部長が答弁した以外のことについて、私のほうからお話をさせていただきたいというふうに思っています。

まず、1つめは、デジタル住民票、この件についてお話をさせていただきたいと思います。私も幾つかの例の中で注目している町がありまして、静岡県伊豆の松崎町、これは20代の頃行ったことがあったのです。本当にきれいな、駿河湾に面した町でありました。この町、国民宿舎がありまして、国民宿舎利用率ずっと1位が茨城の鶴の岬、2位という町なのです。ここでこの制度、デジタル住民票制度を取り入れてやっている。

これは、駿河湾を一望できる田んぼで田植や稲刈りを体験できる、そして新米をもらえる特典付きの電子住民票を発行している、こういう事例だったのです。同町は、デジタル住民の方に、将来行政サービスの一部を手伝ってもらえるような仕組みをつくっていきたい、このようなユニークな取組であろうかと思います。

そして、先ほど議員がおっしゃられたように、自治体の価値が高くなれば、自分の持っている権利の価値も高まる。その住民の方は、その価値が下がらないように、それなりに一人一人取組をやっていくということで、これは実に面白い取組だなというふうに思っています。外国人が登録できるかというのは、これはちょっと私もここまでは調べなかったのですが、これは今地域商社も立ち上げて、町に活性化を取り入れようとして

いる町にとって、大変面白い制度だなというふうに関心しております。これは、研究を進めて、なるべくやってみたいというふうな思いも私は持っているわけであります。

そして、インターンシップ、大学がないという件につきましては、恐らくこの地域では、筑西市と古河市が大学誘致を本格的にやっていたのだと思います。でも、実現には届かなかったという形の中で、ハードルがあつた頃は高かったのだと思うのです。今は、完全なる大学の機能がとは言わないまでも、学校をつくることはできるという話で、今地域商社のほうでは語学学校をつくるということをこの間も申し上げました。恐らく英語教育というふうになろうかと思います。

その英語教育等によって、何が目的かという、仕事が生まれる。英語を学べることによって、仕事を得られることができるのだということを考えているわけであります。八千代町に関心を持っていただいて、英語等がある程度話せる人が、企業の採用にかなうような、そういうからくりをつくっていきたい。

そして、この商社が目指しているところであります、八千代に来れば仕事にありつくと、そういう町にしたいがための商社でありますので、その機能を持たせるというのはいいことだなというふうに思っています。学習機能も一つ商社としては、看板としてやるつもりでありますので、その中で、八千代に来れば、一度リタイアした人あるいは何らかの条件で首になってしまったかも、それは分かりませんが、しかし働く意欲があつて、八千代町で働きたいという人については、これは基も取ってもらえる。八千代町に来れば仕事ができるよと、そういう町、商社の機能としてありたいというふうに思っています。

私は、はたちのつどいときも、20歳の皆様の前で申し上げました。皆さんの根っこは八千代町にあるのだと。そして、いずれどこかに根を張って生活の拠点をつくるでしょうが、何らかの理由があつて戻ってくるときは、八千代町はいつでも間を開けて待っています、このようなことはたちのつどいで私は申し上げているところであります。ですから、その点においても、リターン者あるいは途中で挫折をした、しかしやる気がある、そういう方が八千代町に集まってくれるのは、いいことだというふうに私は考えております。

あと、人口の問題にも少し触れさせていただきたいと思います。2025年問題、大変な問題だと言っていました、来年です。そういう時の流れは速かった。そして、今各自治体が競争して、人口減少、働く世代の人口を増やそうとしてやっていますが、予想と

しましては、恐らく東京の一人勝ちになるというふうに考えています。千葉、埼玉、神奈川、茨城、大変人口が減ることが人口問題研究所で予想されています。30年後の人口も発表されましたが、東京だけが現状維持。あと、神奈川も千葉も埼玉も茨城も相当数減る。その背景は、あまりにも東京に近過ぎると。そこが逆にデメリットになる。

そこに私たちは対抗する措置を取って、移住定住という作戦を持って対抗しなければならないというふうに考えておりますので、人口減少等についての基本的な考え方は、何もしなければ東京に集中されるだろう。しかし、何らかの方法を持って、例えば住宅を造る、イベントを起こす、あるいは働く場を、若い人たちがこの八千代ならではの魅力を生かした仕事にありつける、そういう町をつくっていけばいいのではないかなというふうに私は今考えているところでありますが、その中でこのデジタル住民票については、単なる町への寄附者や観光者ではなくて、自分が1つの町に対する権利を持っているという、その価値観、その高まりも含めまして、いいアイデアだというふうに思っていますので、研究していきたいと思います。

ちなみに山形県西川町、ここもオンラインコミュニティに参加できて、温泉が無料になる等やっています。実は山形西川町のこの仕事に、私の同級生が関わっておりまして、情報を少し得ておりまして、一度こちらへ視察に来るといいよというような話もありましたので、時間があれば、こちらに視察に出かけまして、研究を深めていきたい、このように考えております。

答弁といたします。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

5番、谷中理矩議員。

5番（谷中理矩君） 質問ではなく、要望という形でお願いいたします。

このデジタル住民票にしても様々な採用形態にしても、いずれにしても町内外に対して、一言で言えば広い間口を構えることになると思います。実際間口というものが見えないと間口ではないので、地域商社という形であったり、いろんな形で、この八千代町が常に門戸を開いているということが見えるように、引き続継続のほうをよろしく願いいたします。

以上になります。ありがとうございます。

議長（上野政男君） 以上で5番、谷中理矩議員の質問を終わります。

以上で本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了しました。

これにて一般質問を終わります。

議長（上野政男君）　以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次会は、明日午前9時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会といたします。

（午後　1時58分）